### 7

### 道路行政セミナー

2000 JULY

日		
エッセイ		
踏切りに"明""暗"のロマンを描く文豪トルストイと		
芥川龍之介 ―現実は厳しく"開かずの踏切り"解消策―	日野原定男	1
特集/人と物の流通効率化 ~踏切問題対策~		
踏切道改良による交通の円滑化	道路局路政課	5
連続立体交差事業によるボトルネック踏切等の交通円滑化	都市局街路課特定 都市交通施設整備室	11
愛知県における立体交差事業等踏切道の改良について	愛知県建設部 道路建設課	16
福井県の道路と踏切道の改良について		24
国道43号等の道路交通環境対策の推進について		
当面の取組 5省庁 (警察庁・環境庁・通商産業省) 取りまとめ	道 路 局道 路環境課	35
「道路をまもる月間」について	道路局道路交通管理課	42
「道の日」(8月10日) について	道路総務課	46
道路が歩んだ法の道のり(その2)	(G ) H (100 4) A (11)	
~ 戦後の道路管理の基本法の発展過程 ~	大 井 裕子	49
栃木県の「道路の整備に関するプログラム」	有野 充朗	56
軌道の風景⑤		
うだつを下げて(?)しまった美濃町線 (後編)	桑田龍太郎	63
ラクダによる西域南道紀行 4		
国際交流を楽しんだ、はじめての休養日	長澤 法隆	68
シリーズ「道の駅」		
日本一、海水浴場に近い駅 道の駅「大谷海岸」(宮城県)	佐藤 己喜男	73
のどかな田園風景に囲まれた道の駅「原尻の滝」(大分県)	小代 正純	75
時・時・時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		78

# 改良による交通

等総合対策事業の創設

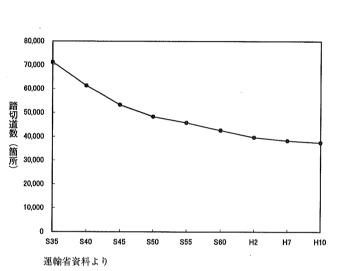


図 1 踏切道数の推移

等が踏切道の立体交差化や整理統合等に務めた結

昭和三五年度に全国で七万一、〇七〇箇所

これらの法令に従い、

道路管理者、

鉄道事業者

た踏切道は、

平成一〇年度には三万七、三八二箇

(道路法の道路以外に農道、林道等を含む)

あ

る。

現在も平成一二年度末を期限として施行されてい

て施行された踏切道改良促進法は、七度延伸され、 ために昭和三六年度から五箇年間の時限立法とし ている。

また、

踏切道の立体交差化等を推進する

少ない場合等を除き立体交差とする事が定められ あるいは普通鉄道構造規則第四三条で、交通量が

道路と鉄道の交差については、

道路法第三一条

はじめに

### 道路法の道路と鉄道の立体交差箇所数と 表1 平面交美笛所数

<b>一一山义左</b> 固川奴			
	立体交差	平面交差	合 計
直轄国道	1,390	70	1,460
補助国道	î 965	371	1,336
都道府県道	i 3,480	3,654	7,134
市区町村道	18,042	28,468	46,510
合 言	23,877	32,563	56,440

道路統計年報より。(平成10年4月1日時点)

道路局路 政

(**表**1)。 所に半減 道との交差箇所の四割以上が立体交差となった 図 1 ` 道路法の道路に関しては、

鉄

時

# 踏切道による円滑な交通の阻害

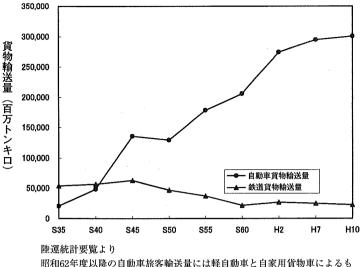
その間に自動車交通は急激な増加を果たし、貨物 と旅客の輸送量で見ると、 踏切道の数はこの約四○年の間に半減したが、 いずれも昭和三五年当

> たものの旅客輸送は倍増し 度で列車が運行される路線も見られるようになっ では朝夕の通勤通学時間帯に二~三分間隔の高密 また、 鉄道交通においては、貨物輸送は減少し

きたにもかかわらず、 その結果、 長年にわたり踏切道改良を実施して 交通量の多い踏切道は未だ

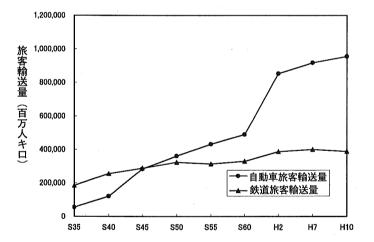
の一○倍以上に増加している (図2・3)、大都市 (図2·3)° る。

沿線では朝夕のラッシュ時に交通渋滞が常態化し い特定の鉄道路線に連続して存在しており、その



昭和62年度以降の自動車旅客輸送量には軽自動車と自家用貨物車によるも のが追加されている。

図 2 自動車・鉄道による貨物輸送量の推移



陸運統計要覧より 昭和62年度以降の自動車旅客輸送量には軽自動車と自家用貨物車によ るものが追加されている。

自動車・鉄道による旅客輸送量の推移 図 3

な踏切道が都市における円滑な交通を妨げて 上も遮断機が下りている踏切道も発生、 ては朝夕のラッシュ時に、 全国に数多く存在しており、 特に、 遮断時間が長い踏切道は、 また、大都市にお 時間のうち四〇分以 列車本数の多 このよう

行う必要がある。 行う必要がある。 さらに、鉄道による地域分断も生 も問題がある。さらに、鉄道による地域分断も生 も問題がある。さらに、鉄道による地域分断も生 して利用されたり、遮断機が下りた後も歩行者が して利用されたり、遮断機が下りた後も歩行者が

良を特に強力に推進する必要がある。
しかし、このような地区では、幹線道路だけの立体化(後述の連続立体交差化)による踏切道の除却が計画されている。しかし、この鉄道の立体化が進まない場合には、幹線道路の踏切道までもが除却されないままとなるため、踏切道による交通渋滞を早期いままとなるため、踏切道による交通渋滞を早期に解消するためにはこのような地区での踏切道改良を特に強力に推進する必要がある。

# 二 踏切道改良の概要

踏切道改良としては、次のようなものがある。

1 単独立体交差化

化することにより、踏切道を除却するもの。いて、主として道路を高架化または地下既存踏切道と同一箇所または近接箇所にお

2 連続立体交差化

踏切道改良としてだけでなく、鉄道によるり、複数の踏切道を同時に除却するもの。鉄道を高架化または地下化することによ

も有効である。 果も大きく、都市内の踏切道改良としては最地域分断の解消など、まちづくりとしての効

部分は道路特定財源から支出される。者が実施する街路事業であり、費用の大ると思われがちであるが、都市計画事業施行のと思われがちであるが、都市計画事業施行のといい。

3 新設立体交差

滑化と踏切事故減少に寄与するもの。切道を通行する交通の転換を図り、交通の円所を立体交差とすることにより、既存踏バイパス等を整備する際に鉄道との交差箇

4 構造改良

の安全性を向上するもの。構造上の問題がある踏切道を改良し、踏切道線形、勾配などが不適切な踏切道など、前後の道路に比べ狭小な踏切道や、交差角、

5 保安設備整備

利害調整の難しさを挙げている(図4)。

動的に検知して列車に知らせる装置)など、御装置(踏切進を通過する列車の種類による警報時間の差を解消する装置)、踏切支になど手動により列車に知らせる装置)、踏切支にをが出装置(踏切道を通過する列車の種類に

防止を図るもの。 保安設備を整備することにより踏切事故

6 整理統合

の。体交差化等を伴わずに踏切道の廃止を行うも、いや、迂回路の有無を勘案した上で、立いが、近回路の有無を勘案した上で、立路切道が連担する箇所で、踏切道の利用状

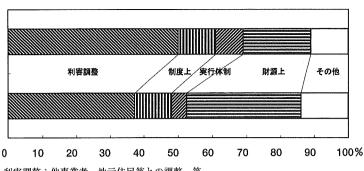
# 四路切道改良の現状

進上の課題として、道路管理者、鉄道事業者共に進上の課題として、道路管理者、鉄道事業者を対象に行ったアンケートでは、踏切道改良が進まなくなっている状況にある。踏切道改良が進まなくなっている状況にある。踏切道改良が進まなくなっている状況にある。踏切道改良が進まない原因を調査するために、踏切道改良が進まない原因を調査するために、当を対象に行ったアンケートでは、踏切道改良推

り緊急性が少ないと考える鉄道事業者の間で、意道事業者の間で取り決めるべき内容が、事業実施といった具合に多岐にわたる点や、渋滞解消等のといった具合に多岐にわたる点や、渋滞解消等のと、改良によるメリットが管理費の減少だけであために緊急に改良を実施しようとする道路管理者と鉄道事業者の間で取り決めるべき内容が、事業実施道事業者の間で取り決めるべき内容が、事業実施道事業者の間で、意

### 道路管理者

### 鉄道事業者



利害調整:他事業者、地元住民等との調整

上:踏切道改良促進法、運建協定、事業申請手続き 実行体制:協議会が存在しない、事業主体が明確でない 上:予算がない、補助が得られない、費用負担割合

の 他:施工上、利用者のマナー

されているところである。

### 踏切道改良推進上の課題(道路管理者・鉄道事業者に対するアンケート結果) 図 4

備 道に歩道がないか又は歩道が狭小な場合の歩道整 事業者の協議において、 に進まないという実態が見られたため、 !の統廃合を伴わずに拡幅ができる場合 !の統廃合を条件とされる例が多く、 これは、 ②標準幅員で二車線 踏切道の拡幅に係る道路管理者と鉄道 鉄道事業者から近接踏切 (片側一車線) までの道 協議が円滑 近接踏切 (①踏切

用地を確保することが困難になっており、 路拡幅用地や、 識のずれがある点が指摘されている。 都市部においては、 連続立体交差化のための鉄道仮線 立体交差化に伴う道

渉に時間を要している例も多い。

用地交

担割合の見直し等を要望する回答も多く見られ 不振から、 れており、 利害調整以外では、 近年の地方財政の悪化や、 補助採択基準引き下げや鉄道側費用負 財源上の理由が多く挙げら 企業の業績

# 踏切道の拡幅に係る指針

五

た。

ガイドラインとして、 幅に関しては、 前から言われてきたところであるが、踏切道の拡 )日付 拡幅に係る指針」が定められ、 踏切道改良における協議の難しさについては以 「踏切道拡幅に係る協議について」で通達 道路管理者と鉄道事業者の協議の 建設省と運輸省で 平成八年一月三 「踏切道

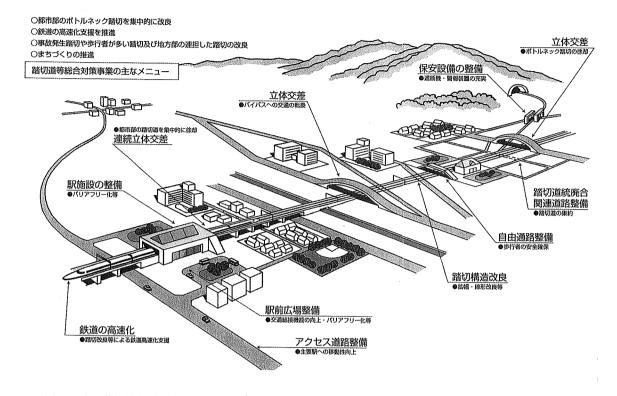
> 路拡幅、 協議の円滑化を図ったものである。 いる場合の ③立体交差化の工事施行協定が結ばれて 一時的な道路拡幅)を示すことにより、

踏切道の拡幅のうち、 向上に努める必要がある。 指針の周知徹底に務め、 をしないと拡幅を認めないものもあり、 部の鉄道事業者においては、 ケート調査より)が本指針を適用しているが、 なお、 平成八年度から平成一一年度に行われた 約七割 交通の円滑化と安全性の 近接踏切道の統廃合 (平成一二年度アン 今後も本

# 踏切道等総合対策事業の創設

業を創設した 連携して、平成一二年度より踏切道等総合対策事 踏切道改良を推進するため、 (図 5)。 建設省と運輸省が

ムに位置づけられた事業については、 重点的に実施することを目的としたものである。 づくりや鉄道高速化を支援する施策を総合的かつ の除却・改良とこれにあわせた地域づくり、 国土整備、 するため、 **(別添**「踏切道等総合対策事業実施要綱」 また、 これは、 要綱に基づき踏切道等総合対策プログラ 関係する道路管理者、鉄道事業者等が 踏切道における事故や交通渋滞を解消 地域開発の視点に立って連携し、 補助事業採 まち 踏切



とを期待する。

図 5 踏切道等総合対策事業のイメージ

ではない 道は道路 故あるいは苦情については無関心になりがちなの ところである。 残されており、 関係などから、 化との関係あるいは 切道に関 交通量の多 踏切道内の管理 今後も積極的に踏切道改良に取り組まれるこ 道路管理者としては踏切道における渋滞、 かと懸念されるところではあるが、 しては他に交通安全上の問題、 0) (v 路切道に着目して述べ 部であるということを念頭に置 構造改良の重要性も高まって 交通量の少ない踏切道での問題 は原則鉄道事業者に任されて バリアフリ ーな歩行空間と てきたが 鉄道高 踏切 V 事 ぉ 41 る 0 Ъ

以上主に踏切道と道路交通

0

円滑化に

9 14

て、

### 踏切道等総合対策事業実施要綱

平成12年7月7日 運輸省 鉄道局長 建設省 都市局長 建設省 道路局長

### 第一 月 的

この要綱は、踏切における事故や交通渋滞を解消するため、関係する道路管理者、 鉄道事業者等が国土整備、地域開発の視点に立って連携し、踏切の除却・改良とこれに併せた地域づくり、まちづくりや鉄道高速化を支援する施策を総合的かつ重点 的に実施するために必要な事項を定め、もって公共の福祉に寄与することを目的と する。

### 第二 定 義

1. 踏切道等総合対策事業

踏切の除却・改良による渋滞・事故対策、鉄道の高速化支援を推進し、地域の活性化を図るため、この要網で定めるところにより策定される踏切道等総合対策プログラムに基づいて実施される道路と鉄道との連続立体交差化、立体交差化、踏切の構造改良や保安設備の整備、関連する駅施設、駅前広場、駐車場・駐輪場、主要駅周辺道路網、アクセス道等の整備を行う事業並びにこれらに付帯する事業をいう。

2. 踏切道等総合対策協議会

踏切道等総合対策事業を推進するため、都道府県知事又は政令指定市長が設置 する協議会で、鉄道事業者、道路管理者、関係地方公共団体等で構成するものを いう。

3. 踏切道等総合対策プログラム

鉄道事業者、道路管理者等が一体となり踏切道等総合対策事業を計画的かつ重点的に実施するため、踏切道等総合対策協議会(以下、「協議会」という。)が策定するプログラムであり、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 重点対象地区の概要
- (2) 重点対象地区における踏切道の現状と課題
- (3) 踏切道等総合対策事業の事業計画
- (4) 踏切道等総合対策事業の推進体制
- (5) その他必要な事項
- 4. 重点対象地区

踏切道等総合対策事業を実施することにより地域の活性化が期待される地区のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

なお、重点対象地区の範囲は、総合対策としての一体性を有する地区とする。

- (1) 踏切連担地区
- (2) 事故多発踏切を含む地区
- (3) ボトルネック踏切を含む地区
- (4) 鉄道の高速化予定区間を含む地区
- (5) 鉄道立体化予定地区

### 第三 手続き

1. 協議会の設置

都道府県知事又は政令指定市長は、踏切道等総合対策事業の重点的実施が必要であると認めるときは、協議会を設置することができる。

2. 重点対象地区の指定

協議会は、重点対象地区を指定することができる。

- 3. 踏切道等総合対策プログラムの策定
  - 協議会は、重点対象地区について踏切道等総合対策プログラムを策定するものとする。
  - 2)協議会は、踏切道等総合対策プログラムを策定したときは、運輸省鉄道局長、 建設省都市局長及び道路局長に提出するものとする。

### 第四 責務等

- 1) 踏切道等総合対策事業の実施にあたって、鉄道事業者、道路管理者、関係地 方公共団体等は、踏切道等総合対策プログラムに基づき、十分に連携を図って 事業の推進に努めなければならない。
- 2) 運輸省及び建設省は、踏切道等総合対策プログラムに基づいて実施される踏 切道等総合対策事業について、必要となる支援措置を講ずることができる。

# 連続立体交差事業による トルネック踏切等の交通円滑化

都市局街路課特定都市交通施設整備室

### はじめに

我が国には約三七、○○○の踏切が存在し、道路交通の障害となっています。特に都市部においては、朝夕のピーク時の一時間あたりに四○分以と、時として発生する踏切事故は、多数の乗客また、時として発生する踏切事故は、多数の乗客また、時として発生する階切事故は、多数の乗客を危険にさらすとともに、復旧までの時間に数万を危険にさらすとともに、復旧までの時切が存在し、道

造改良(拡幅、施設の高度化)による取り組みが設)、鉄道の立体化(高架化・地下化)、踏切の構てより道路の立体化(跨線橋・アンダーバスの建踏切における交通阻害の問題に対しては、かね

なされています。

について説明したいと思います。本稿では踏切除却を行う事業の一つとして、これまでの実績として約一、一○○以上の踏切除却れまでの実績として約一、一○○以上の踏切除却れまでの実績として約一、一○○以上の踏切除却

# 連続立体交差事業による踏切除却

# 連続立体交差事業の優位性

1

て交差道路の整備を行う事業であるといえます。わって鉄道を高架上もしくは地下に移設し、併せ路整備の一環として、道路を立体化することに代いうことを簡単に説明すると、都市部における道い



写真 1 西鉄大牟田線薬院駅付近

りです。 立体交差事業の優位性をまとめると、 都市部において、 単独立体交差と比較した連続 以下のとお

都市部において跨線橋等を建設する場合、 都市部では幹線道路の密度が高いため、 同時に実現する場合の方が事業費が安い 高架化により複数の幹線道路の立体交差化を の道路の立体化を行う場合と比較して、 鉄道 個 取 Þ

の交通が多く、 都市部では地方部と比較して歩行者・自転車 ために上下方向の移動が必要 跨線橋等では鉄道を横断する

り付け部において土地利用の分断が発生

昭和四四年九月一日協定)も締結されました。

部における連続立体交差事業の優位性として挙げ 変して整備されることとなります。 が行われることにより、 業です。 理事業が実施されることが多く、 め とにより分断されていた市街地を一体化するた にまちづくりを進める上でも大きな効果をもつ事 整備がおこなわれ、 なお、 事業に併せて市街地再開発事業や土地区画整 まちづくりと連携して連続立体交差事業 連続立体交差事業は鉄道を高架化するこ また駅周辺のまちなみも一 まちの顔としての中心駅 踏切除却ととも この点も都市

巫

### 2 事業経緯

られるでしょう。

連続立体交差事業は、 昭和四三年度に補助事業

> 道側 る道路と鉄道との連続立体交差化に関する協定 ルを定めた建設省と運輸省の協定 設されるとともに、 ましたが、 路事業による鉄道高架化の取り組みはなされて として制度化されました。 (鉄道事業者) 国鉄改革等を契機とし、 にとっての事業実施上のル 都市側 それ以前においても道 (地方公共団体) (「都市におけ 補助制度が創 と鉄

に及び、 模です。 除却された踏切数)を図1に示しています。 大きく高まって来ているといえます。事業実績 ŋ 七箇所において事業を実施していましたが、 一二年度には約一、一 (事業を行った鉄道の区間の総延長・事業により 成 一箇所において事業を実施するまでに至ってお 制度創設当時は約六六億円の事業費によって二 事業の重要性・必要性に対する社会的認識が 年度末における事業総延長は約三六〇 これは山手線の約 五五億円の事業費により六 ○周分に相当する規 なお 成

以下のとおりです。 交通量の多い踏切を含む現在事業中地 区 の例

事 業 延 長:約六・ 0 km

京浜急行本線・

空港線

(東京都

踏切除却数:二八箇所

国道一五号の踏切を除却 環状八号線の最後に残され た踏切や

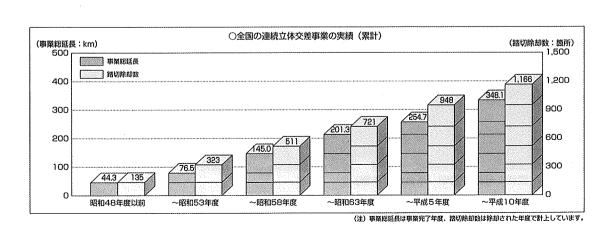


図 1 連続立体交差事業の実績

踏切除却数:二八箇所

ラ・国首・コチング

考:国道一一号の踏切を除却

# ク踏切の重点的除却 連続立体交差事業によるボトルネッ

中成一二年度予算においては、ボトルネック踏 でれています。その背景としては、事業制度創設 されています。その背景としては、事業制度創設 のものが用いられ、事業化の緊急生・必要性が高 いにもかかわらず、採択基準に不適合であるため に事業が実施されていない地区での対応が求めら に事業が実施されていない地区での対応が求めら

ク踏切 以上となるいわゆる開かずの踏切) 却の推進」を目的とした要件により、 ことが期待されています。 日以上の踏切や、 特例①としている「ボトルネック踏切の重点的除 メージは図2及び図3のとおりです。図2おいて となりました。見直し後の採択基準の概要及びイ たに四つの目的に添う地区についての採択が可能 今般の見直しでは、 (交通量の多い踏切交通遮断量五万台時 ピーク時遮断時間が四〇分 従前の採択基準に加え、 の除却が進む ボトルネッ 一時 新



写真 2 環状 8 号線の踏切(京浜急行本線)

12

### 【基本形】

- ①両端で350m以上離れた幹線道路を2本以上含む
- ②道路と3箇所以上で立体交差
- ③2箇所以上の踏切を除却
- ④あらゆる1kmの区間内の踏切における5年後の踏切交通遮断量の和が2万台時以上
- ⑤まちづくりの上で効果があり、事業費が10億円以上

以下の【特例①】から【特例④】については、併せて【前提要件】に該当すること を条件とする。(下線部が従前の基準(基本形)からの変更点)

### 【前提条件】

- 1) 踏道等総合対策プログラムが策定済みもしくは策定されることが確実であること
- 2) 2輪車・歩行者交通の円滑化に資する等、幹線道路周辺の踏切除却又は平面道路 の整備による便益が大きいこと

### 【特例①】「ボトルネック踏切の重点的除却の推進」

- ①ボトルネック踏切\*\*が存在する幹線道路を1本含むとともに、踏切交通遮断量が 2.000 台時以上 (踏切交通遮断量には 2 輪車・歩行者を含む) の道路を含む
- ②道路と3箇所以上で立体交差
- ③2箇所以上の踏切を除却
- ④あらゆる1kmの区間内の踏切における5年後の踏切交通遮断量の和が2万台時以上
- ⑤まちづくりの上で効果があり、事業費が10億円以上

※ボトルネック踏切:踏切交通遮断量5万台時以上もしくはピーク時遮断時間40分 以上の踏切

### 【特例②】「過度に連担した踏切の集中除却 |

- ①両端で350m以上離れた幹線道路を2本以上含む
- ②道路と3箇所以上で立体交差
- ③1 km当たり3箇所以上の密度で合計5箇所以上の踏切を除却
- ④あらゆる1kmの区間内の踏切における5年後の<u>踏切交通遮断量の和が1万台時以上</u> (踏切交通遮断量には2輪車・歩行者を含む)
- ⑤まちづくりの上で効果があり、事業費が10億円以上
- ⑥当該区間に交差する未整備都市計画道路の整備を併せて行うもの

### 【特例③】「大規模改築立体道路の踏切見なし」

- ①両端で350m以上離れた幹線道路を2本以上含む
- ②道路と3箇所以上で立体交差
- ③2箇所以上の踏切を除却
- (踏切には大規模改築計画\*のある既設の立体交差道路を含む)
- ④あらゆる 1 kmの区間内の踏切における 5 年後の踏切交通遮断量の和が 2 万台時以上 (踏切と見す既設立体交差道路については交通量の1.5 倍を踏切交通遮断量とする)
- ⑤まちづくりの上で効果があり、事業費が10億円以上

※大規模改築計画:交差部の車線数の増加を伴う計画及び道路構造令不適合である 状況を解消する計画

### 【特例④】「段階的鉄道高架化の支援 |

整備済み区間に隣接する区間(「延長区間」という。)について、以下の要件に適合 するとともに、整備済み区間と一体的に見て採択基準に適合するもの。

- 1) 延長区間は、整備済み区間の事業完了から原則として概ね10年以内に着工準備 採択されること
- 2) 今後事業化される区間の施行を分割し、1期整備と2期整備に時間的な隔たり が生じる場合には、全体区間で同時に都市計画決定すること

### 連続立体交差事業の採択基準(H12)

とが必要です。 切交通遮断量が二、 提要件として満たすことが必要となって 踏切道等総合対策事業におけ ま 〇〇〇台時 今般 /日以 見直 るプロ 上 しに係る前 一であ いること グラ るこ

ネック踏切を含む場合には、

交差する幹線道

でも事業化

が可

能 とな

7

います。

ただし、

の他

の要件

(基本形での②から⑤

はそのまま

交差することが必要であった点を緩和

この要件では、

従前では

二本以

É

0)

幹線

残るとともに、

ボ

1

iv

ネッ

ク踏切

敓

外

0)

踏

岃

も踏

ボト

ているところです

る等 Ó 幹線道路以外に係る便益の確認が追加され の円滑化に資す

二輪車 歩行者交通

となっています。めとした交流ネットワークの形成が是非とも必要に的確に対応するため、アクセス道路の整備を始

# 一愛知県の道路整備の考えかた

で、 計 画 成一〇年度を初年度とする 個性輝く愛知のみちづくり」 ていきます。 平 画期間は平成 これに基づき計 を受け、 成 〇年五月、 愛知県では、 ○年度~平成 国にお :画的、 重点的に道路整備を進 V٦ 平 新道路整備五箇年 て閣議決定され 成 を 四年度の五箇年 策定しまし 〇年 二月に た平 た。 計

### 基本理念

ドする生産活動を展開してきました。盤整備を着実に進め、製造業を中心に全国をリー地理的条件をいかし、道路をはじめとする社会基数知県は、これまで東京と大阪の間に位置する

要となっています。 る地域の総合力をこれまで以上に高めることが必 急激な変化に対応するため、 化社会の到来など、 経済活動における国際競争の激化や本格的 ゕ しながら、 きたる二一 これまで経験したことの 世紀の社会は、 将 来の 愛知県を支え な高齢 な 産業

りが深く、生活に密接に関連する最も基礎的な社こうしたなかで、道路は、社会・経済との係わ

考えます。 率 た魅力ある県土づくりに大きな貢献をするもの 会資本であり、 的 ビスを提供することが、 な経済活動を支援し、 利用者の立場にたった質の 創 うるお 造的 ķ١ な産業活動 と活力に満ち 高 野や効 Và 4

す。 現、 本は、 の形成等をはかっていくことが重要と考えていま ているかなど、 0 このような観点から、 **〜かう** モノ 良好 1用者の道路に対する期待にどれ な生活空間の 視点にたった道路 情報の効率的な交流ネッ 道路を 創 一つくる」 これ 픥 快適 から 0 整 視点から Ó な道路交通 ノトワ 備 道 路整 を だけ応え 推 道路 ・クの 備 進 環 0 境 実 基

# 2 道路整備の基本方針

方針を定めました。 基本理念の実現をはかるため、次の六つの基本

# ① 交流新時代を拓く道路整備の推進

ます。 活用 する幹線道路ネッ 日 本の 世 中央に位置す 界や日本、 ١ ん地理 県内各地 ġ 1 ク Ó 的優位性を最大限に 整備を進めて の交流 連携を促 V

に考え、 くりと一 (2) 道路は まちづくりと一体となった道路整備の推進 進 "まち 体となった道路整備を めていきます。 ر ق 骨格や貌 の基本です。 地 域の皆様と一 まち 緒

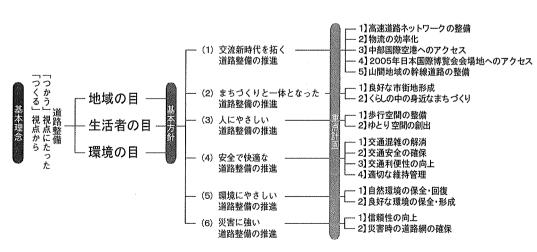


図1 道路整備の基本方針

# ③ 人にやさしい道路整備の推進

きます。 路を点検し、人にやさしい道路の整備を進めてい さまざまな視点から、人の暮らしの場として道

# (4) 安全で快適な道路整備の推進

備を進めていきます。 る道路交通環境を創出し、安全・快適な道路の整 交通事故を極力減らし、余裕をもって運転でき

# ⑤ 環境にやさしい道路整備の推進

めていきます。 るさまざまな負担を下げる総合的な取り組みを進 地球規模、地域全体あるいは沿道の環境に対す

# ⑥ 災害に強い道路整備の推進

す。 向上する災害に強い道路の整備を進めていきま 災害時の信頼性の確保や、地域全体の防災性を

# 愛知県踏切事故防止総合対策計画三 愛知県踏切道改善促進協議会と

# 1 愛知県踏切道改善促進協議会

① 愛知県踏切事故防止総合対策計画に関する

こと。

- ② 踏切道改善の調整に関すること。
- を協議することを目的に設置されています。
  ③ その他、踏切事故防止対策に関すること。

# 2 愛知県踏切事故防止総合対策計画

しております。 は著しく向上してきました。他方、県下の踏切事は著しく向上してきました。他方、県下の踏切事

その結果、県下の踏切道数は年々減少し、

また

していくこととしました。

故防止対策について」に基づき、愛知県踏切道改成八年二月一四日付け交通対策本部決定「踏切事第六次愛知県踏切事故防止総合対策計画は、平

施及び統廃合等の具体的実施内容の計画について切道における踏切保安設備の整備、交通規制の実から平成一二年度までに実施すべき愛知県内の踏善促進協議会が作成するものであり、平成八年度

# 四 立体交差事業等の事例について

定めたものです。

す。

ここでは、平成一○年一二月に策定された「個とここでは、平成一○年一二月に策定された「個との事業の箇所について、その一部を紹介しまは、一個事業の箇所について、をの一部を紹介しました。

「安全で快適な道路整備の推進」や、愛知県路である「安全で快適な道路整備の推進」や、愛知県路である「安全で快適な道路整備の推進」や、愛知県路である「安全で快適な道路を開かった。

# - 事業中の箇所について

# ① 一般国道二四七号 成岩六号踏切除却

る延長約一八○㎞の幹線道路です。
多半島及び三河湾の沿岸を経て愛知県豊橋市に至一般国道二四七号は、名古屋市を起点とし、知

らのアクセス道路としても重要な路線であること、特を予定している中部国際空港への西三河方面かす。また、隣接する常滑市沖に二一世紀初頭の開南部において、名古屋鉄道河和線と交差する成岩南部において、名古屋鉄道河和線と交差する成岩南部において、名古屋鉄道河和線と交差する成岩南部において、名古屋鉄道河和線と交差する成岩

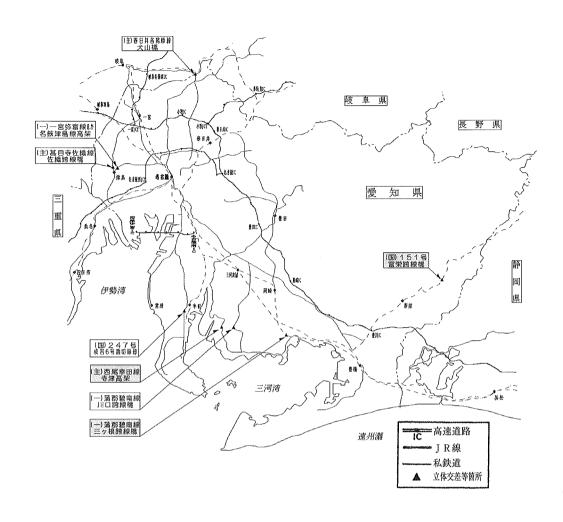


図 2 道路事業における主な立体交差等位置図

都市の一体的な発展の障害となっています。 かりでなく、地域の有機的な土地利用をも阻害し、 よる交通の遮断は、

自由な行き来を妨げているば

ことが困難な状況となっていました。これらの状 より五事業の合併事業として鉄道高架化を行って とが最も有効な手段であることから、 況を総合的に考慮した結果、 ものの、 地方道甚目寺佐織線をはじめとする道路計画や、 一級河川日光川の河川改修計画が立てられている 勝幡駅から津島駅までの区間には、 鉄道が障害となって順調に整備を進める 鉄道を高架化するこ 平成五年度 主要

から、 補助採択を受け、鉄道高架化事業を行っています。

(2)3 踏切除却数 般県道一宮弥富線ほか 前述の四カ所ならびに成岩四号踏切 五カ所 名鉄津島線高架

西部地域の発展に大きな役割を果たしています。

しかし、近年の自動車交通の増大に伴い、鉄道に

町の須ヶ口駅と津島市の津島駅を結び、 名鉄津島線は名古屋市北西部の西春日井郡新川 平成一〇年度より踏切除却事業として国庫 立体交差となる道路 鉄道高架延長 市道青山有楽一号線 市道東郷有楽線(成岩五号踏切 市道鴉根成岩線 般国道二四七号 約一·三km (南成岩二号踏切 (成岩六号踏切 (南成岩一号踏切 海部郡北

鉄道高架延長

約二㎞

(主) 甚目寺佐織線

3

街路整備事業(県単独事業

一宮弥富線 踏切除却事業 道路改良事業 (臨時交付金事業)

(臨時交付金事業)

道路改築事業

津島稲沢線

(県単独事業

都市計画道路 佐織津島佐屋線

ELER BURN

写真2 名鉄津島線高架

立体交差となる主な道路 都市計画道路 主要地方道 一級河川日光川 般県道 般県道 津島稲沢線 一宮弥富線 甚目寺佐織線 佐織津島佐屋線 河川改修事業

4 踏切除却数 七カ所

(3) 主要地方道甚目寺佐織線は、海部郡甚目寺町を 主要地方道甚目寺佐織線 佐織跨線橋(仮称)

の東西軸をなす幹線道路です。 起点とし同郡佐織町を終点とする海部・津島地域

部分については、佐織跨線橋 事業を進めています。一方、名鉄尾西線との交差 は、前述の名鉄津島線鉄道高架事業の一環として す。このうち、名鉄津島線との交差部分について り、現在、一般県道津島稲沢線から一般国道一五 の立体交差化を整備することが急務となってお 交通が生活道路に入り込み、地域の至るところで との交差部分が整備されていないことから、通過 五号までの約一・八㎞の区間の整備を進めていま 交通渋滞を招いています。このため、未整備区間 交差化の整備を進めています。 しかし、鉄道(名古屋鉄道津島線及び尾西線) (仮称) として立体

ある一般国道一五五号とスムーズにつながること 津島・海部地域の東西軸の本路線が、 南北軸で



写真3 佐織跨線橋

期待されています。 により、地域の一体的な整備が促進されるものと

- 1 事業名 緊急地方道路整備事業
- 交差物件 名古屋鉄道尾西線
- 道路高架延長 四四四・八二m
- 幅員 暫定七m (完成一四・二五 m

一般県道蒲郡碧南線(都市計画道路衣浦岡崎

4 3 2

(4)

# 川口跨線橋(仮称)

と岡崎市 都市計画道路衣浦岡崎線は、 (東名高速道路岡崎IC)を結ぶ総延長 衣浦臨海工業地帯

三号を始めとする東西幹線軸及び国道二四八号を 始めとする南北幹線軸に接続し、西三河都市圏の 広域的な交通体系を形成するとともに、都市間の 広域的な交通体系を形成するとともに、都市間の 広域的な交通体系を形成するとともに、都市間の 断を支える役割を担っています。さらに二一世紀 際空港への西三河地域からのアクセス道路として 際空港への西三河地域からのアクセス道路として も期待されています。

待されています。が除去され地域の発展に大きく貢献するものと期ます。この跨線橋の完成により、鉄道による障害尾線と交差する位置に川口跨線橋が計画されていこのうち、西尾市川口町において名古屋鉄道西

- ① 事業名 緊急地方道路整備事業
- ② 交差物件 名古屋鉄道西尾線
- ③ 道路高架延長 三〇三·七m
- ④ 幅員 暫定一一・九m (完成二三・八m)

# 2 事業完了箇所について

# ① 主要地方道西尾幸田線(都市計画道路衣浦岡崎

# 線) 名鉄三河線寺津高架

交差事業をあわせて、整備を進めてきました。こ区画整理事業内の整備及び名鉄三河線限度額立体寺津町地内においては、西尾市西尾寺津北部土地市述した都市計画道路衣浦岡崎線のうち西尾市

日に工区全体とともに供用開始しました。度に高架化事業に着手し、平成一〇年一一月二〇のうち、名鉄三河線交差部については、平成七年

ます。 この三河線高架を含む寺津地区の供用により、 民生活の向上に大きく貢献できるものと考えてい 強化し、東西三河地方の産業・文化の発展と、住 強にて結ばれた幸田町・蒲郡市とも緊密性を一層 線にて結ばれた幸田町・蒲郡市とも緊密性を一層 の一層である。 この三河線高架を含む寺津地区の供用により、

- ① 鉄道高架延長 八二六m
- ② 交差道路

一般県道蒲郡碧南線(都市計画道路衣浦蒲郡

主要地方道西尾幸田線ほか五路線

### )) 三ヶ根高架橋 - \*\*^ \*\*\* 一般県追蒲郡榘南絲(都市計画追路

(2)

建設されたのが三ヶ根高架橋です。幸田町地内のJR東海道本線等を横断するためにと蒲郡市を結ぶ幹線道路です。この衣浦蒲郡線が、と蒲郡市を結ぶ幹線道路です。この衣浦蒲郡線が、

より交通が乱されるにもかかわらず、信号機がつするJRの上池畠踏切に近いため、右左折車両に三ヶ根駅西側にある国道二三号の交差点は、併走大変混雑する箇所となっていました。また、JR大変混雑する箇所となっていました。また、JR大変混雑する箇所となっていました。また、JR大変混雑する箇所となっていました。

けられない非常に危険な状態になっていました。 このような危険な状態を解消するため、三ヶ根高架橋を含むバイパス区間の建設を行ってきましたが、平成一〇年三月三〇日に供用しました。この供用により、幸田町深溝地区の交通混雑を解消し、観光・産業の発展に寄与し、二一世紀初頭に伊勢湾常滑沖に開港が予定されている中部国際空港への東三河方面からのアクセス道路として貢献港への東三河方面からのアクセス道路として貢献できるものと考えています。

交差物件 JR東海道本線

1

一般国道 二三号

一般県道 三ヶ根停車場捨石線

道路高架延長 三二六m

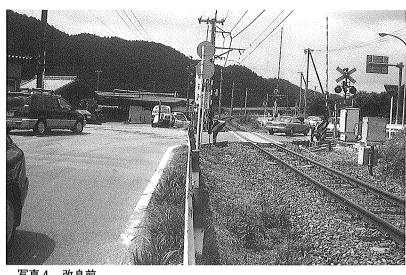
一級河川

捨石川

2

- ③ 幅員 七・五m~二一・五m
- (3) 一般国道一五一号 富栄跨線橋

一般国道一五一号は、長野県飯田市を起点とし、一般国道一五一号としていい。明東三河地域における南北方向の幹線道路です。この道路の前身は、飯田市から鳳来町大野までは別所街道、鳳来町大野から豊橋市までが伊那街道では別所街道、「瀬城市大海から豊橋市までが伊那街道であり、明治九年に県道に認定され、その後昭和二あり、明治九年に県道に認定され、その後昭和二本に明道が統合され二級国道の一般国道一五一号として昭和四〇年に現在の一般国道一五一号として昭和四〇年に現在の一般国道一五一号として記定されました。



富栄跨線橋

写真4 改良前



写真5 改良後

により平面交差をしていました。 飯田線と平行して走っており、途中一カ所で踏切 まれた狭い区域で、未改良の国道一五一号はJR 間では唯 た。この地区は、急峻な山と一級河川宇連川に挟 般国道一五一号のうち、鳳来町~豊橋市の区 一の未改良箇所が、 鳳来町富栄地区でし

四四〇m)の整

このため、近年の交通量の増加に対応すべく、

年度から富栄バイパス(L=一、 域・文化の交流促進、更には、第二東名高速道路、 産業基盤の確立による活性化と福祉の向上、地 と円滑化が確保され、また、東三河地域の生活、 開始しました。 備に着手し、平成一一年一一月に工区全線の供用 また、狭小幅員踏切の解消を図るため、昭和六三 の発展に貢献できるものと考えています。 三遠南信自動車道へのアクセス道路として、 このバイパス事業の完成によって、交通の安全

交差物件 JR飯田線

1

- 橋長 二七〇m
- 九・七五m

## 特殊な事例について

主要地方道春日井各務原線

に架かる犬山橋は、平成一二年三月に供用開始し た新設橋梁です。 愛知県と岐阜県の県境を流れる一級河川木曽川

で、この問題が解消されることとなりました。 新橋を道路専用橋、 危険な橋でもありましたが、 る全国的にも珍しい橋梁でした。そのため、橋詰 め部では、 旧犬山橋は、大正一四年に架けられて以来、電 (名古屋鉄道犬山線)と車が狭い路面を併走す 線路と車道が斜方向で錯綜し、非常に 旧橋を鉄道専用橋とすること 新橋の完成により、

今回、

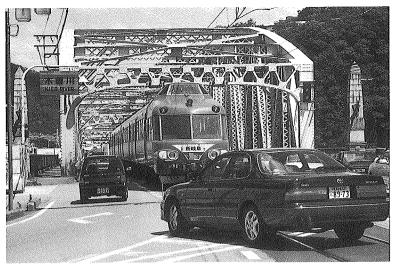


写真 6 旧犬山橋の状況

### 旧犬山橋のあゆみ

- ・ その昔は東山道・中山道の木曽川渡河地点として「内田の渡し」があった。 (鎌倉時代の承久記に「宇留馬の渡し」として紹介されている。)
- ・ 戦国時代には木曽川流域に勢力を築いた「川並衆」が水上交通を担った。 (末期には秀吉に仕えて信長の天下統一に寄与した。蜂須賀小六らが有名)
- ・ 明治27年に民間有志による架橋願い申請されたが、木橋トラス構造のため洪水に 耐えられないという理由で許可されなかった。
- 明治31年に犬山町長と鵜沼村長(現各務原市)から愛知県知事あてに架橋願いが提出されたが、日露戦争により進展はとまる。
- ・ 最初の申請から29年後の大正12年1月に架橋工事が着手され、大正14年11月に 完成。愛知県・岐阜県と名古屋鉄道が出資(当時の67万円弱)した。
- ・ 昭和62年~平成元年に橋台・橋脚の大規模な補強工事を実施し、今に至る。
- · 今後は、鉄道専用橋となる。

切道等総合対策事業」 策プログラム」に基づき、 を実施しています。 独立体交差など) 県内においては街路事業 よる渋滞対策・事故対策、 つ重点的に実施するため、 また、 今後も本県としては、 地域の活性化を図るため、重点対象地区を で示された道路整備の考え方に対する基本 ならびに六つの基本方針に基づき、 建設省においては、 対策目標を明らかにした による鉄道との立体交差事業等 が創設されました。 「個性輝く愛知のみちづ (連続立体交差事業や単 平成一二年度から 踏切改良等を緊急的 鉄道の高速化支援を推 踏切の除却 「踏切等総合対 ・改良に

ます。

の立体交差事業等の踏切道の改良を推進していき

事業を中心に紹介しましたが、これら以外にも、

鉄道との立体交差事業等について、

道路

# 福井県の道路と踏切道の改良について

福井県土木部道路建設課

### 福井県の概要

**伏に富んだリアス式海岸の若狭湾は、自然海岸の特に海蝕崖や奇岩のみられる越前海岸、及び起** 

に指定されています。割合が高く、海岸線四二○㎞の大部分が国定公園

本県の人口は、平成二年からの五年間で、約三、八三万人であり、平成二年からの五年間で、約三、低下などにより、人口増加傾向が鈍化しておりま低下などにより、人口増加傾向が鈍化しておりま低下などにより、平成二年からの五年間で、約三、八三万人であり、平成二年からの五年間で、約三、八三万人であり、平成七年の国勢調査によると約

を策定しました。 福井県では、平成九年度に「美しく たくましい 福井県を」を基本理念とし、「生活満足度日い 福井県では、平成九年度に「美しく たくまし



県の花 水仙





- 「創造性と活力ある産業の育成
- ・「世界に広がるネットワークの構築
- ・「豊かな心を育む県民風土の醸成」
- の四つの総合的な体系で構築され、名実ともに住・「活力とやすらぎのある県民生活の実現」

に向け取り組んでいます。足度日本一・地球時代に光り輝く福井県」の実現みやすさ、働きやすさ、楽しさに満ちた「生活満の四つの総合的な体系で構築され、名実ともに住

# 一福井県の道路現況

福井県の道路の実延長はそれぞれ

- 県道 一、五八四・九m国道 七五三・四㎞
- 市町村道 七、八〇六・三㎞ 県道 一、五八四・九㎞

全国順位で中位となっています。であり、全体の改良率は約六八%となっており、

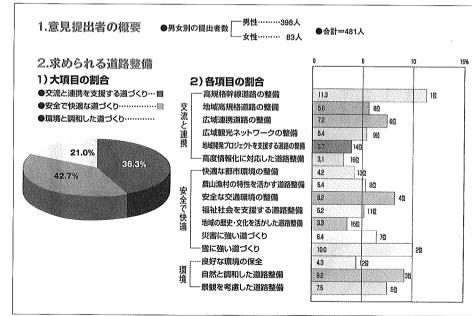
部縦貫自動車道があります。 関東地方と近畿・北陸地方の広域的に連結する中狭地域横断軸となる近畿自動車道敦賀線、中部・狭地域横断軸となる近畿自動車道敦賀線、中部・

路を供用開始しています。 縦貫自動車道については、平成一一年に油坂峠道西間を平成一四年度に供用予定です。また、中部近畿自動車道敦賀線については、舞鶴東~小浜

# | 福井県道路整備の将来ビジョン

くい21世紀ビジョン」にあわせ、福井県の道路整平成九年度に策定された福井県新長期構想「ふ

画段階から県民参加による方法をとっています。活意識調査や懇談会の意見を取り入れるなど、計が一、を策定しました。策定にあたっては、県民生がの方向性を示す「福井県道路整備の将来ビジョ



道路整備の将来ビジョンについてのアンケート結果

# ① 道路整備の重点戦略

ます。十一世紀を拓く道づくり」を積極的に推進していて、二つの道路整備を重点戦略として掲げ、「二っている高規格幹線道路や幹線道路の整備についっている高規格幹線道路や幹線道路の整備についっている高規格幹線

# ) 高速交通ネットワーク整備

を整備します。

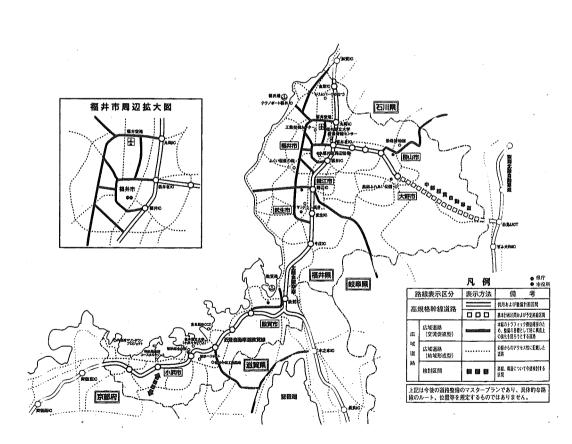
「中部縦貫自動車道」などの高規格幹線道路上軸と連結する「近畿自動車道敦賀線」や計が点としての機能を高めるため、西日本国本瀬国土軸の形成、及び近畿圏、中部圏との本海国土軸の形成、及び近畿圏、中部圏との本海国土軸の形成、及び近畿圏、中部圏との本海国土軸の形成、及び近畿圏、中部圏との

# 想の実現― ② 地域内交通網整備―ふくいの道三〇分圏構

県内各地域の均衡ある発展を図るととも に、広域的な交流と連携を支援し、活力ある に、広域的な交流と連携を支援し、活力ある 及び周辺町村から高速道路のインターチェンジま でを、それぞれ概ね三○分で到達できる道路 でを、それぞれ概ね三○分で到達できる道路

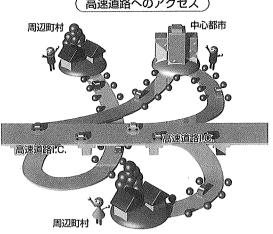
# 〕 地域づくりを支援する道路網整備

ら、これらに関する道路整備の各種施策を展開しほか、三つの地域づくりを支援するという視点かほ路整備については、重点戦略を中心に進める

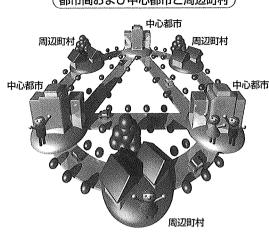


福井県広域道路網マスタープラン

### 高速道路へのアクセス



### 都市間および中心都市と周辺町村



ふくいの道30分圏構想の概念図

四

- 広域観光ネットワークの整備
- iv v 地域開発プロジェクトを支援する道路の
- vi
- 安全で快適な道づくり
- 快適な都市環境の整備
- 安全な交通環境の整備

iii

ii

- 福祉社会を支援する道路整備
- 地域の歴史・文化を活かした道路整備
- 災害に強い道づくり 雪に強い道づくり

vii vi v iv

- 環境と調和した道づくり
- 自然と調和した道路整備 良好な環境の保全
- 景観を考慮した道路整備

iii ii

道路の整備に関するプログラム

交流と連携を支援する道づくり

高規格幹線道路の整備

地域高規格道路の整備

広域連携道路の整備

iii ii.

高度情報化に対応した道路整備

農山漁村の特性を活かす道路整備

改良促進法」が制定され、 及び構造改良事業等が鋭意進められてきたところ このため、 国においては昭和三六年に「踏切道 踏切道の立体交差事業

であります。 く指定箇所は、 本県においても、 平成一一年現在約八〇箇所あり、 「踏切道改良促進法」に基づ

れているとともに、 ク踏切により円滑かつ効率的な地域活動が阻害さ これらはいずれも、 鉄道による地域分断や踏切事 遮断時間の長いボトルネッ

路を含む)事業を対象として、事業着手及び完成 高速自動車国道から市町村道までの(都市計画道 本県では、国の新道路整備五箇年計画を受けて、

### 五 福井県における踏切道の改良

### 必要性

とが相互に平面交差する踏切道は、 るうえで大きな隘路となっています。 済の基盤となるものであります。この道路と鉄道 ○箇所にも及び、交通の安全の確保と円滑化を図 る重要な交通機関であり、県民生活の向上及び経 道路と鉄道は、 人と物の輸送の大部分を分担す 県内で約七〇

道路行

までの事業箇所の見通しを示したもので、

「透明性の確保」を図るものであります。

三六箇所について、平成一〇年度から一九年度

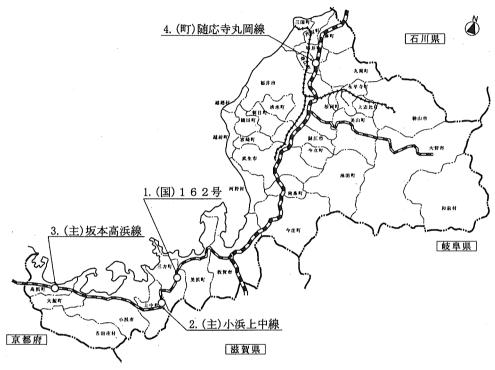
当プログラムは、県内主要道路の主な事業箇所

年度等を明示した「道路の整備に関するプログラ

ム」を平成一一年八月に策定公表しました。

事例紹介

番号	路線名	踏切名	整備手法	事業主体	事業期間
1	(国) 162 号	鳥浜踏切	踏切除却事業	福井県	H 4~H12
2	(主) 小浜上中線	第2安賀里踏切	跨線橋新設 近接踏切道統廃合	福井県	H 5~H 9
3	(主) 坂本高浜線	子生踏切	踏切除却事業	福井県	H10 ~H14
4	(町) 随応寺丸岡線	_	跨切橋拡幅	春江町	H 3~H10



### 位置図

10)

表 1

### 1 一般国道一六二号 鳥浜踏切

### 1 事業経緯

の一部について表1に紹介します。

近年、本県で取り組んできた踏切道改良事業等

幹線道路であります。 とし、福井県敦賀市に至る延長約一二八㎞の 一般国道一六二号は、京都府京都市を起点

る鳥浜交差点の交通渋滞・事故等、交通のネ 般国道二七号と一般国道一六二号とが交差す 鳥浜踏切は、三方町の中心部に位置し、一

であります。 を図り、安全で円滑な交通の確保を図るもの ックになっていました。 このため、当該踏切を除却して立体交差化

事業概要

1) 路線名:一般国道一六二号

3) 2) 事業箇所:福井県三方郡三方町鳥浜~三 事業種別:踏切除却事業

事業主体:福井県

方町三方

5) 事業期間:平成四年度~平成一二年度

全体事業費:約三一・五億円

6)

道路規格:第三種第三級

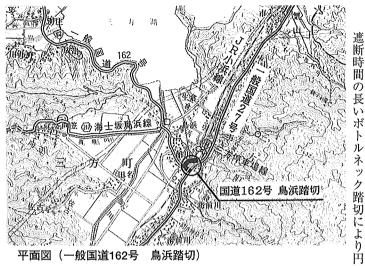
7)

8) 設計速度:40m/h

事業延長:L=四四二m (跨線橋部二〇

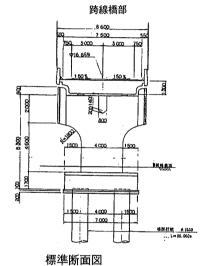
般部二四〇m

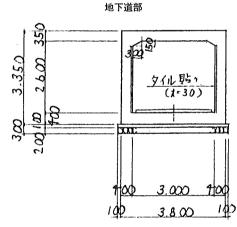
\_ m ○ m)、地下横断歩道部三·○ m 幅員:跨線橋部七·五m (車道幅員六・



11) 橋梁形式:
上部工 跨線部:RC床版単純非合成箱桁上部工 跨線部:三径間連続ポストテンシ高架部:三径間連続ポストテンション方式PC中空床版工連工式橋台 二基張出式橋脚 六基張出式橋脚 六基張出式橋脚 六基

滑な都市活動が阻害され、また、鉄道による地域別事故や踏切渋滞の解消及び地域の活性化が期待切事故や踏切事故の危険性が伴っていましたが、踏切事故を除却して立体交差化を図ったことにより、踏り事故や踏切事故の危険性が伴っていましたが、踏



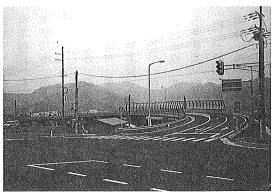


整備前



一般国道162号 鳥浜踏切





### 2 主要地方道 1 事業経緯 小浜上中線(第二安賀里踏切)

た。 ネック箇所となり交通渋滞を招いていまし 面交差し、線形も悪く幅員狭小であるため における国道タッチ付近は、 のバイパス的役割を果たす道路であります。 の大動脈である国道二七号と並行して、 上中町を結ぶ重要幹線道路であり、嶺南地域 主要地方道小浜上中線は、 いかしながら、 当路線の上中町下吉田地係 JR小浜線と平 小浜市中心部と 国道

進するものであります。 ることにより、 化させ、 JR小浜線と国道二七号を高架橋で立体交差 このため、 上中町脇袋地係で国道にタッチさせ 当区間の交通緩和を図るため、 交通安全と地域の活性化を推

### 事業概要

- 路線名:主要地方道 小浜上中線
- 2) 事業種別:道路改良事業
- 事業箇所:福井県遠敷郡上中町下吉田

3)

### 4) 事業主体:福井県

5) 事業期間:平成五年度~平成九年度

(主)小浜上中線 第2安賀里踏切

(主)小浜上中線

般国道27号

(主要地方道

小浜上中線

- 6) 全体事業費:約二二·九億円
- 8) 設計速度:50㎞ 道路規格:第三種第二級 h

- 9) 事業延長:Ⅰ=八八○ Ŧi. m 般部六九三・五 m (跨線橋部
- 10) 六 幅員 Ŧi. m 跨線橋部 五. m 車 道 幅 員

### 11) 橋梁形式:

上部工 跨線部:二径間連続非合成板桁

### 連

高架部 PC単純T桁橋

四

径

### 間

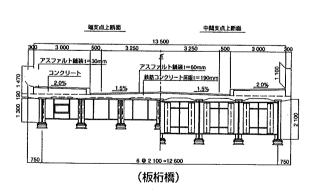
逆丁式橋台 張出式橋脚 二基

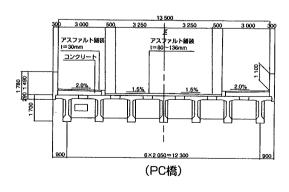
### 五基

下部工

### 高架部

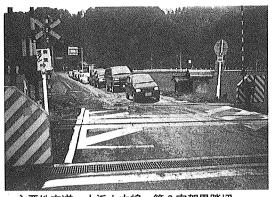
第2安賀里踏切)



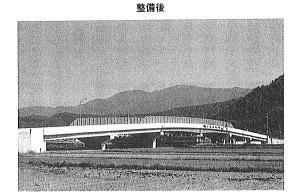


### 標準断面図

### 整備前



主要地方道 小浜上中線 第2安賀里踏切

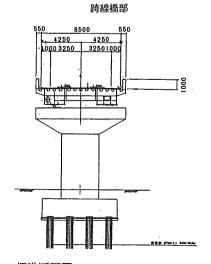


### 主要地方道 坂本高浜線

主要地方道

### 若狭和田マリ (主)坂本高浜線 子生踏切

平面図(主要地方道 坂本高浜線 子生踏切)



標準断面図

# 子生踏切

3

事業経緯 坂本高浜線は一般国道二七号

### 事業概要

であります。

- 1) 路線名:主要地方道 坂本高浜線
- 事業種別:臨時交付金Bタイプ事業

**(**踏

2)

切除却事業

事業箇所:福井県大飯郡高浜町薗部

4) 3)

事業主体:

福井県

5)

- 事業期間:平成七年度~平成 四年度

定 敦賀線の大飯インターの供用 通渋滞を起こしています。更に近畿自動車道 関西方面からの観光客が増大し、慢性的な交 と一六二号を最短で結ぶ路線であり、 に伴い、 交通量の飛躍的な増加が予想さ (日一四年度予 夏場は

を図り、 このため、当該踏切を除却して立体交差化 安全で円滑な交通の確保を図るもの

れています。

滞を招いていましたが、立体交差化したこと

狭小であったため、ネック箇所となり交通渋

JR小浜線と平面交差し、線形も悪く幅員

により、

踏切事故や踏切渋滞の解消及び地域

活性化が期待できます。

3

整備効果

7) 6) 道路規格:第三種第二級 全体事業費:約一六・九億円

8) 設計速度:40㎞/h

9)

三m、取付部五八七m 事業延長:L=八七〇m (車道幅員六・五 (跨線橋部二八

10) m 幅員:跨線部八·五 m

11) 橋梁形式:

> 上部工 跨線部:単純箱桁橋

高架部:五径間連続PC中空床

版 二連

できます。

ことにより、交通渋滞や事故の危険性を排除

し、円滑な交通確保及び地域の活性化が期待

逆工式橋台 二基

下部工

一〇基

張出式橋脚

3

整備効果

交差となっている当箇所を、立体交差化する JR小浜線及び国道二七号と連続して平面

整備中

整備前



主要地方道 坂本高浜線 子生踏切

### 町道随応寺丸岡線 跨道橋拡幅

1 事業経緯

であります。 とし、丸岡町まで約一、六七〇mの一級町道 町道随応寺丸岡線は、春江町随応寺を起点

す。 結ぶ幹線道路であるとともに、ジェット化に のアクセス道路としても位置付けされていま よる空港再開を目指している「福井空港」へ 当路線は、春江町市街地より隣接丸岡町を

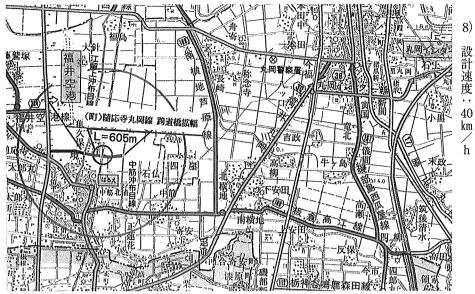
便な状態でありました。 線下の跨道橋は、幅員四・○m、高さ二・八 不可能であるばかりか、一般車両の通行も不 mと狭小であり、 このため、平成三年度より改良工事に着手 しかしながら、当路線と交差するJR北陸 大型車や緊急車両の通行が

事業概要

し、平成一〇年度に完成したものであります。

路線名:一級町道 随応寺丸岡線

事業種別:道路改築事業 事業箇所:福井県坂井郡春江町境~為国



平面図(町道随応寺丸岡線 跨道橋拡幅)

9) 事業延長: L=六〇五 m (跨線橋部二二

5)

事業期間:平成三年度~平成一○年度

4)

事業主体:春江町

8) 7) 6)

11)

橋梁形式:

0

m

道路規格:第三種第三級

全体事業費:約二三・五億円

三二 幅員:跨線部一二·〇m 般部三八一・ 八 m (車道幅員六・

10)

3

般車両の通行も不便でかつ緊急車両の通行 既設の跨道橋が幅員、高さとも狭小であり、

整備効果 U型擁壁工

ボックスカルバート

アプローチ部 軌道下部

5,500 ∇-1.15

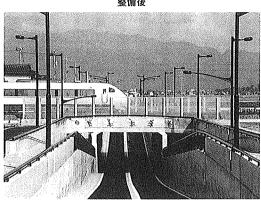
標準断面図

学年4 0000 7

22



町道随応寺丸岡線 跨道橋拡幅



### 今後の課題

期待できます。

されていた地域が一体化され地域の活性化が

も不可能でありましたが、跨道橋の拡幅を実

施したことにより、

JR北陸線で東西に分断

等が増大するといった課題があります。 域分断や、鉄道の高速化により踏切事故の危険性 れている一方、地方部においても、鉄道による地 ク踏切により円滑的・効率的な都市活動が阻害さ 都市部においては、遮断時間の長いボトルネッ

平成一二年度に「踏切道等総合対策事業」を新規 することとしています。 創設し、踏切道の改良を緊急的かつ重点的に実施 国においては、これらの課題に対応するため、

しかしながら、道路管理者が行う踏切道の立体

が重要であると考えます。 踏切事故や踏切渋滞の解消、まちづくり・地域づ 〇一年一月からは国土交通省に再編)、道路管理 が難航することがあります。 道拡幅などの実施にあたり、鉄道事業者との調整 況等から統廃合が早期に実施できない場合の踏切 交差化、統廃合及び近隣の踏切道の有無・地域状 くりの促進を図り、地域の活性化を推進すること 今後とも、運輸省と連携を密にしながら(二〇 鉄道管理者、 地方公共団体が一体となって



# 四三号等の道路交通環境対策の推進について

### ヨ面の取組 五省庁 /警察庁 運輸省 環境庁 建設省

取りまとめ

通商産業省

### はじめに

中で、 基準の達成率は低いものとなっている。こうした に二酸化窒素 (Nº) である。 や差し止め請求を認める旨の地裁判決が出され において環境基準が達成されておらず、また、 認定等について問題があるとして控訴したところ 一的にみても、 国道四三号等の沿道における大気の状況は、 この判決に対しては、 の排出が人の健康に影響があるとして賠償金 ċ 平成一二年一月三一日に、尼崎公害訴訟に 当該地域における浮遊粒子状物質 か 大都市圏を中心に大気に係る環境 裁判 及び浮遊粒子状物質 0) 対応如何にかかわらず、 国として、 因果関係の S P S P M 全 主

沿道環境の厳しい地域においては、その改善に向

係省庁及び関係地方公共団体等と緊密な連携をと

なお、

けて最大限の対策を講ずる必要がある。

国道四三号等については、

五省庁 数の削減や遮音壁の設置等騒音対策を行い、 線に係る道路交通騒音対策」 建設省) には新たな取組が必要である。 の効果が得られているが、 (警察庁、 において 環境庁、 「国道四三号及び阪神高速神 大気汚染の改善のため 通商産業省、 がまとめられ、 運輸省、 相当 車 線

係省庁連絡会議を開催し、 を取りまとめた。 における大気汚染の改善のための当面 V このため、 て検討を行い、 関係五省庁は、 以下、 平成一二年六月六日、 その内容を紹介する。 国道四三号等及び全国 道路交通環境対策関 の その結果 取組に

本取りまとめの具体化にあたっては、 平成七年八月に関係 関

### 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の環境基準の達成状況(自動車排出ガス測定局)

全 国	達 成 68.1%		非達成 31.9%
特定地域	達 成 35.7%		非 達 成 64.3%
国道43号 沿道	達 成 28.6%		非 達 成 71.4%

### 浮游粒子状物質(SPM)の環境基準の達成状況(自動車排出ガス測定局)

全 国	達 成 35.7%	非 達 成 64.3%
注	達成	非 達 成
特定地域	12.4%	87.6%
国道43号	達 成	非 達 成
沿道	28.6%	71.4%

注:特定地域:「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削 滅等に関する特別措置法」により指定された首都圏及び大阪兵庫 圏の196市町村 (環境庁資料により作成)

環境の現状(平成10年) 図 1

ころである。りながら推進していく必要があると考えていると

# 二 国道四三号等の沿道環境改善に向けころである。

### (1) 目 標

る。 目指すことを目標として取組を進めることとす 大気汚染物質に係る環境基準の速やかな達成を

# ② 交通流対策、道路構造対策等

○道路ネットワークの整備等による交通流の分

①阪神間の交通を阪神高速五号湾岸線へ誘導す備等に引き続き、以下の施策を推進する。(中島ランプ~六甲アイランド北ランプ)の整高速五号湾岸線へ交通を転換するため、湾岸線国道四三号及び阪神高速三号神戸線から阪神

供用目標)整備中 阪神高速淀川左岸線(平成一六年度る道路整備

②東西の軸を強化するための道路整備

度供用予定) 度供用予定) 不成一四年

「神戸西地区幹線道路網検討委員・調査中 阪神高速五号湾岸線八期・九期

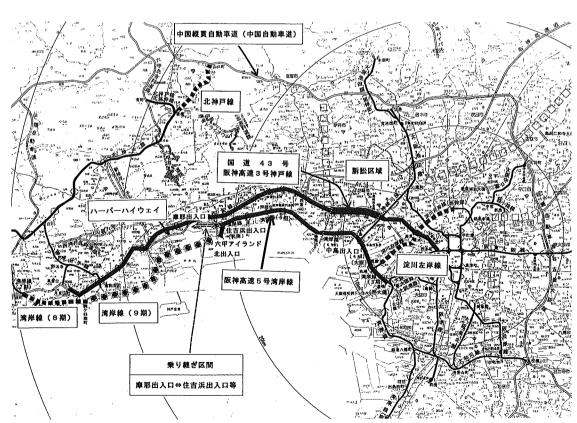


図2 国道43号等の位置図

期・九期の検討を行う。において、阪神高速五号湾岸線八会」(平成一二年三月二九日設置)

③阪神高速五号湾岸線の利便性を向上させるた

ーク整備等について検討を行う。 セス性を向上させるための道路改良・ネットワセス性を向上させるための道路改良・ネットワ

○交通流の円滑化を促進するための道路の改良、

等について検討を行う。四三号等における道路の改良、信号機の高度化四三号等における道路の改良、信号機の高度化交通流の分散・円滑化を促進するため、国道

○ドライバーに対する情報提供の一層の充実について交通流の分散・円滑化を促進するため、ドラ円滑化

○交通安全施設等の高度化

検討し、可能なものから速やかに実施する。

# ○環境ロードプライシング

へ自動車交通を誘導するため、湾岸線の料金に阪神高速三号神戸線から阪神高速五号湾岸線

取りまとめる。 取りまとめる。 取りまとめる。 取りまとめる。 取りまとめる。 取りまとめる。 取りまとめる。

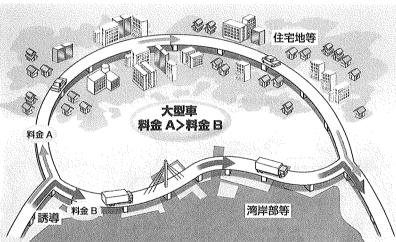


図3 環境ロードプライシングのイメージ

すとともに、趣旨の徹底、広報を行う。締りスペースの増設を行い、取締り回数を増や特殊車両通行許可違反、過積載に関して、取し年多国で資イ書可違方。

# 低減のための施策 国道四三号及び阪神高速三号神戸線の交通量

○迂回輸送の促進等

等に迂回輸送等の協力要請を行う。 尼崎地区及びその周辺の荷主及び輸送事業者 の協力要請

②公共事業受注者への協力要請

線への迂回の協力要請を行う。 工事にかかる車両について、阪神高速五号湾岸公共事業の発注者は、その受注者に対して、

トラック輸送の省略及び陸送されるコンテナ貨空コンテナを調達・返還するために行われる外質コンテナ輸送の縮減のための検討の推進の国道四三号及び阪神高速三号神戸線を利用する

○大型車の交通規制の可否の検討

ついて検討を行う。び阪神高速三号神戸線の交通量削減の可能性に物の他のルートへの転換等による国道四三号及

④阪神高速三号神戸線等を通過する高速バスの迂

る高速バスの阪神高速五号湾岸線への迂回運行阪神高速三号神戸線及び国道四三号を通過す

○物流効率化の促進

を促進する。

共同輸配送モデル事業の実施

の取組を支援する。事業の実施に向けた検討を行い、関係省庁がそ事業の実施に向けた検討を行い、関係省庁がそ

○船舶の利用促進

海運活性化プラン」の策定ら海運への転換を図るための「近畿地域内航の阪神地域におけるトラックによる陸上輸送か

関係行政機関、海運事業者、トラック事業者、 での転換を図るための具体的な計画を内容と での転換を図るための具体的な計画を内容と での転換を図るための具体的な計画を内容と での転換を図るための具体的な計画を内容と での荷役制限の緩和に合わせた危険物輸送の での荷役制限の緩和に合わせた危険物輸送の での荷役制限の緩和に合わせた危険物輸送の での荷役制限の緩和に合わせた危険物輸送の での荷役制限の緩和に合わせた危険物輸送の

○鉄道の利用促進

○その他国道四三号及び阪神高速三号神戸線の交る。これらにより、鉄道貨物の利用を促進する。る。また、危険物輸送等についての取組を進めた等貨物輸送の有効活用のための措置を検討す大阪以西山陽地区におけるコンテナ輸送の拡

通量低減のための施策

検討する。 に進、通勤車両の相乗り、時差通勤等の施策を 験的な取組みを含め、通勤通学時のバスの利用 験的な取組みを含め、通勤通学時のバスの利用 なと は減させるため、阪神地域において、社会実 は減させるため、阪神地域において、社会実

(4) 自動車単体対策

5 低公害な車両の普及拡大、及びそのために必要

○トラックを使用する事業者等の低公害車の集中低公害車導入を効率的に進めるため、例えば、促進、支援策

換を関係事業者に促す。

規制緩和に伴う危険物輸送のフェリーへの転

の整備と併せて促進する。的な導入を行うための支援を燃料供給インフラ

○地域の導入計画策定、支援策

低公害車の導入について必要な支援を行う。を行う(平成一二年度)。また、計画に基づくた可能性等を調査し、低公害車導入計画の策定、地域における各地方公共団体、事業所等の導

# (6) 沿道環境の継続的測定と効果等の把握

○測定の充実

国道四三号沿道では、現在、地方公共団体が国道四三号沿道では、現在、地方公共団体が設置した七局の自動車排出ガス測定局及び建設者・阪神高速道路公団が設置した測定局において測定を行っているところであるが、測定局のまた、測定局のない場所では尾崎市が所有する移動測定車を活用することとし、年間の測定る移動測定車を活用することとし、年間の測定る移動測定車を活用することとし、年間の測定局の公表を行い、地域の環境状況の把握に努力を表す。

○効果等の把握

握し、対策へのフィードバックを図る。するとともに、測定結果により対策の効果を把これらの測定結果を各測定機関において公表

## 三 全国的な取組

### (1) 自動車単体対策

○新長期規制の前倒し実施

前倒しについて中央環境審議会で審議する。現行から約三割削減)からさらに削減する)のM)を新短期規制(平成一四~一六年にかけて目途に、窒素酸化物(№)及び粒子状物質(P目を開発制規制(新車について、平成一九年頃を

にならないよう所要の支援策を検討する。施され、今後ユーザー等の関係者の負担が過重低減対策の早期着手に向けた取組みが円滑に実低動車業界及び石油業界による自主的なPM

○自動車業界、石油業界における対応の促進

○低硫黄化された軽油の供給の促進

検討する。 の供給の円滑化のための所要の支援策について 技術開発の促進も含めた低硫黄化された軽油

○最新規制適合車への転換促進

支援策について検討する。 最新規制適合車への転換促進のための所要の

○使用過程ディーゼル車排出ガス対策の推進ので使用過程ディーゼル車対策技術評価検討会を通じて、使用過したディーゼル車対策技術評価検討会を通じて、使用過したディーゼル車排出ガス対策の推進

終とりまとめを行う。
頃までに中間とりまとめ、平成一二年度中に最

拡大のための総合的な対策の検討を行う。車に関して、より低公害な車両の積極的な普及この検討結果を踏まえ、使用過程ディーゼル

○技術開発の促進

現在、自動車業界及び石油業界が推進してい現在、自動車業界及び石油業界が推進してい現在、自動車業界及び石油業界が推進していました。

# ② 交通流対策、道路構造対策等

○幹線道路ネットワークの整備

備を図る。 道路・バイパスなど幹線道路ネットワークの整し、円滑な広域的交通流を実現するため、環状し、円滑な広域的交通流を実現するため、環状

○交差点立体化等ボトルネック対策

交通情報収集・提供装置の整備充実を推進す○ドライバーへの適切な情報提供の推進道との連続立体交差化などを進める。

るなど、ドライバーへの情報提供の充実を図る。

の整備を推進する。

○交通安全施設等の高度化

通流対策を更に推進する。もに、積極的にその整備を進めるなど自動車交もに、積極的にその整備を進めるなど自動車交測定を行い、その更なる高度化を検討するとと

○ETCの推進

する。(ノンストップ自動料金収受システム)を推進(メンストップ自動料金収受システム)を推進料金所の渋滞を解消・緩和するため、ETC

□沿道への影響を緩和するための道路構造対策を実施す

る。

(3)

交通需要の調整

○物流効率化の促進

・共同輸配送モデル事業の実施

の取組を支援する。事業の実施に向けた検討を行い、関係省庁がそ事業の実施に向けた検討を行い、関係省庁がそ

・物流情報プールシステムの開発

することにより、空荷・低積載トラックの走行チングする「物流情報プールシステム」を開発進するため、荷物情報と空車情報を集積・マットラックの積載効率向上、物流の共同化を促

台数の合理化による排出ガス抑制等を図る。

# ○公共交通機関の利用促進

節点の整備を図る。

の大文通機関の利用促進のため、鉄道等の整備、バスロケーションシステムの整備、バス専用レーンの拡充等を図るとともに、駅周辺の乗用レーンの拡充等を図るとともに、駅周辺の乗用レーンの拡充等を図るとともに、駅周辺の乗り継ぎの整備を図る。

# 上記に加え、総合的な渋滞対策のため、○その他交通需要の調整のための施策

に調節する施策を実施する。アンドライド、時差通勤など都市内交通を適切圏交通円滑化総合計画の策定等により、パーク圏に加え、総合的な渋滞対策のため、都市

# 4) 低公害な車両の普及拡大、及びそのために必要

○低公害な車両の普及拡大

普及促進を図る。公害な車の選択をより容易とし、低公害な車の広く公表することにより、自動車ユーザーの低広く公表することにより、自動車ユーザーの低「低排出ガス車認定制度」による認定結果を

○低公害車・クリーンエネルギー自動車の普及拡

び燃料供給施設に対する支援措置を講じていく導入、低公害車・クリーンエネルギー自動車及低公害車・クリーンエネルギー自動車の率先

# 面的パリアフリー化の推進 ・歩道の拡幅 ・わかりやすい案内標識の設置 ・エスカレーター、エレベーターの設置 駅自由通路の整備 駅前広場の整備 ペデストリアンデッキの整備

図4 交通結節点の整備のイメージ

検討を行う。 自動車の一層の普及拡大のための方策について策を始めとする低公害車・クリーンエネルギーとともに、技術開発の促進を含めた所要の支援

### ○技術開発の促進

告」をもとに、早急に技術指針を策定する。等排出ガス技術指針策定調査検討会第二次報の、車両総重量三・五tを超える重量車についめ、車両総重量三・五tを超える重量車についめ、車両総重量三・五tを超える重量車につい

### (5) 自動車NX法

○自動車Ny 対策等の充実・強化

月答申予定)。 境審議会において審議を行う(平成一二年一二 境審議会において審議を行う(平成一二年一二 日動車N法に基づく対策の充実・強化及び粒

## (6) 科学的知見の充実

る。

# ○DEPリスク評価

結果を中間的に取りまとめる。 地子(DEP)についてのリスク評価を実施し、 位資料を得るために、「ディーゼル排気微粒子 で変料を得るために、「ディーゼル排気微粒子 が表現り、大気環境保全対策の基 が表現り、大気環境保全対策の基 が表現し、

# ○PM2.5の曝露影響調査

平成二一~一五年度)。 と、夏頃までに当面の調査計画を固める 大学を実施し、PM25の環境基準の設定等を をで、「微小粒子状物質曝露影響調査検討会」を で、「微小粒子状物質曝露影響調査検討会」を で、「微小粒子状物質曝露影響調査検討会」を で、「微小粒子状物質曝露影響調査検討会」を で、「微小粒子状物質曝露影響調査検討会」を で、「微小粒子状物質曝露影響調査、実測調査、動物

### ○測定関係

# ・測定体制の高度化

測定体制の高度化に資することとする。度を測定する機器等についての情報を収集し、ているレーザー等を用いて広域的に大気汚染濃する自動車を検知する装置及び欧州で検討されする共産を多量に排出

### 四終わりに

本取りまとめは、現時点における、各省庁においての沿道環境の改善のためのできる限りのりまとめに盛り込まれた事項が、沿道環境改善のための取組みの全てではない。今後は、今回の取組みに盛り込まれた事項はいうまでもなく、今回盛り込むことができなかった事項についても、早急の実施に向けて検討していく必要がある。

ることを期待する。
各地域において環境対策を取りまとめ、実施す等の沿道だけではない。本とりまとめを参考に、また、沿道環境が厳しい地域は、国道四三号

#### 「道路をまもる月間 | について

道路局道路交通管理課

で各種運動を実施しています。

関係省庁及び各協賛団体及び、地域住民や道 ら八月三一日までの一箇月間、各道路管理者

道路をまもる月間」は、毎年八月一日か

はじめに

路利用者の方々の参加、協力を得て全国各地

道路の正しい利用の指導、道路愛護思想の普 この期間中、交通安全施設等の点検と整備

及のほか広報活動を展開し、

好評を博してい

#### 制定の経緯

民の日常生活や経済活動に欠くことのできな いものとなりました。 整備五箇年計画の発足を契機に本格化し、 め整備が図られ、昭和二九年度の第1次道路 代後半から道路交通需要の増大に対応するた の重要性、 国民共有の財産である道路は、昭和二〇年 昭和三〇年代に入ると、道路の意義・整備 道路の持つ機能の大切さ等に対す

路環境を保持するため、交通安全施設等の点 諸団体の理解と協力を得て、安全で快適な道 このため、各道路管理者、関係省庁、 関係

る国民の関心が高まり、道路愛護思想の普及

の必要性が見直されてきました。

種の運動が実施されます。 建設省をはじめ各道路管理者の主催による各 として、関係省庁や関係団体等の協力を得て 火 から八月三一日

は、 道路を安全で快適なものとして保つために 道路管理者の日常の努力は勿論のこと、

度である昭和三三年度に第一回目を開始、 協力を得るために、比較的参加の機会の得や 層培ってもらうなど、国民一人一人の参加 高めるという観点から「道路をまもる月間 利用の啓発と道路を愛護する気運を社会的に 検と整備を推進するとともに、道路の正しい 日になりました。 すい、夏休み期間中の八月一日から八月三一 からは、生徒及び児童にもこの月間の諸活動 実施していましたが、昭和四〇年度(第八回 て、七月一〇日から八月九日までの一箇月間 週間の七月一〇日から七月一六日に合わせ 年度で第四三回目を迎えることとなりまし を制定し、第2次道路整備五箇年計画の初年 に参加してもらい、道路愛護の精神をより一 (木)までの一箇月間を「道路をまもる月間 昭和三九年度(第七回)までは、国土建設 本年度も八月一日

行動していただくことが必要です。国民一人一人が道路愛護に対する認識を持ち

このような趣旨から、道路管理者及び関係といます。また、道路利用者の視点から、交通を全施設等の点検と必要な整備を積極的に実好全施設等の点検と必要な整備を積極的に実施し、安全で快適な道路環境の保持に努めることとしています。

#### 四内容

この月間において道路環境を良好に保持するこの月間において道路環境を良好に保持する建設省、都道府県などの各道路管理者は、

① 道路環境の点検と整備

(2)

道路の正しい利用の指導

- (3) 道路愛護思想の普及
- (4) 広報活動の推進

こ。の協力を得て強力に推進することとしていまの四つを重点として、関係省庁、関係団体等

## ① 道路環境の点検と整備

道路、特に歩道が置き看板や商品、日除け

域、 ういった不法占用物件に対する道路を利用す 例等に基づき関係機関との協力により対処 における大量の放置自転車等についても、条 こととしています。また、駅周辺や市街地等 に、 道路の不適正な使用の是正に努めるととも の立場に立って不法占用物件の点検を行い、 者自ら車椅子に乗るなど道路を利用する方々 機会の多い施設を中心とした地域で道路管理 商店街などの歩行者、自転車利用者の多い地 る方々からの撤去等の要望が強いことから、 路環境の悪化をきたしていることが多く、 などにより不法に占用され、通行の障害、 小学校並びに高齢者、障害者の利用する 安全な歩行空間の確保に努めます。 正しい利用方法について広く呼びかける そ 道

特に、歩道については、段差、傾斜、勾配に立って点検し、必要な改善に努めます。しているか等を、道路を利用する方々の立場で立って点検し、必要な改善に努めます。

伐採等によって安全に通行できる道路環境のなっていることが多くあることから、枝葉のの確保に努めます。また、季節がら街路樹のの確保に努めます。また、季節がら街路樹の

確保に努めます。

である。 であまう工事施工者等を指導することとして でるよう工事施工者等を指導することとして であまう工事施工者等を指導することとして であまう工事施工者等を指導することとして であまう工事施工者等を指導することとして であまう工事施工者等を指導することとして のます。

## 道路の正しい利用の指導

て指導を行います。 するとともに、積載物の落下防止措置につい法令に違反している車両の指導取締りを実施交通事故の防止、道路構造の保全を図るため、交通事故の防止、道路構造の保全を図るため、

施します。
をの認識を高めていただくよう啓発活動を実いて、ポスターやチラシを活用するなどして、いないよう、道路を利用する際のマナーにつてないよう、道路に空き缶、たばこ等のゴミを捨また、道路に空き缶

います。 いて、町内会等を通じて指導することとして作業等による道路の不適正な使用の是正につ作業等による道路の不適正な使用の是正につ

## 道路愛護思想の普及

(3)

ます。 道路愛護キャンペーン等を行うこととしてい加・協力をお願いして、道路清掃美化運動や加・協力をお願いして、道路清掃美化運動や

### (4) 広報活動の推進

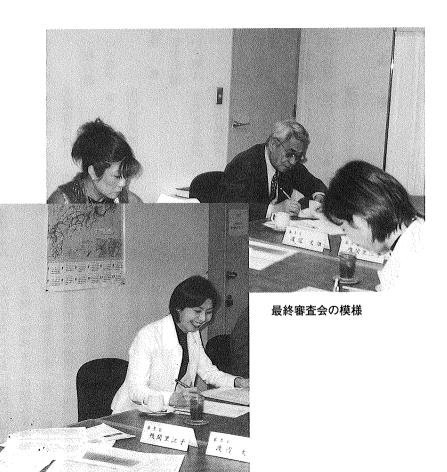
「道路は国民共有の、つまりあなたの財産した効果的な広報活動を推進します。(みんなが道路と親しみ、ふれあい、関示会、一日道路パトロール等の行事、ポス展示会、一日道路パトロール等の行事、ポスです。〈みんなが道路と親しみ、ふれあい、信路は国民共有の、つまりあなたの財産

#### 五 推進標語

力が必要です。 道路は、あまりにも身近であるためにその 重要性が見過ごされがちです。しかし、明日 重要性が見過ごされがちです。しかし、明日

このため、道路管理者のみならず道路利用でいたが、道路で選出想の普及と高揚を図ることもに、「道路をまもる月間」推進標語を広く一般から募集し、改めて道路の重要性について、般から募集し、改めて道路の重要性について、ともに、道路変護思想の普及と高揚を図ることもに、道路変護思想の普及と高揚を図ることの方々に関心と理解を深めていただくとともに、道路変護思想の普及と高揚を図ることのため、道路管理者のみならず道路利用

あなたの財産です。〈みんなが道路と親しみ、推進標語は、「道路は国民共有の、つまり



経て五月二四日(水)に最終審査が行われま が応募されました。その中から、予備審査を での募集を行った結果、四、○六四点の作品 所等で応募用チラシを配布やインターネット 自治体の道路維持担当部署及びその関係事務 ービスエリア・パーキングエリア、「道の駅」、 の各道路管理者の関係事務所、高速道路のサ 楽しく利用しましょう〉」をテーマに、 ふれあい、常に広く、美しく、安全に、 全国

の必要性等様々な意見が交わされ、最優秀賞 より行われ、最近の道路事情やこの推進標語 コラムニスト)渡辺文雄氏(俳優)の四氏に ミントン選手)、山田美保子氏(放送作家 ー)、陣内貴美子氏(元オリンピック・バド 点、優秀賞三点、佳作三点を選定しました。 最終審査は、残間里江子氏(プロデューサ

に活用するほか、機関誌等に掲載するともに 間中に道路情報板、垂れ幕等で本月間の推進 道の日」のイベント等において表彰されま 道路をまもる月間」の期間中に開催される 選ばれた標語は、「道路をまもる月間

の通りです。 平成一二年度の入選された方々と作品は次

## ○最優秀賞/建設大臣賞

いい道は 心の寄り道 宮崎県宮崎市 できる道 和田 勉さん

## ○優 秀 賞/道路局長賞

学生の部

さあ行こう 明るい未来へ 続く道

茨城県守谷町 吉田 美緒さん

般の部

住む人の 心が映る みんなの道路

大阪府高槻市 池永 一広さん

した。

般の部

いい道が 築く 希望の新世紀

口県防府市 村上 太郎さん

() 佳

学生の部

いい街は すてきな道が つづく街

**京都府綾部市** 野島 亜悠さん

学生の部

この道路 きっとつながる 新潟県見附市 世界の輪 登希子さん

宮

一般の部

良い道が 神奈川県平塚市 高村 連れてく良い場所 良い出会い 忠夫さん

表 彰

六

「道路をまもる月間」における建設大臣表

を表彰しています。 その功績が顕著であった団体または個人 道路愛護等に関して永年にわたり取り組 道路交通の安全確保、道路の正しい利

初は、 績が顕著であった民間の団体または個人に対 輪の排除について積極的に取り組み、その功 に永年活動するほか、不法占用物件や不法駐 積極的に協力し、道路交通の安全確保のため 道路情報の通報や冬期の除雪作業等について 民間の団体または個人を表彰していました 奉仕するとともに道路に対する理解を深めた しても表彰しています。 昭和三三年の「道路をまもる月間」 昭和五三年(第二一回)からは、さらに 道路の美化清掃等に努め、 地域社会に 開始当

#### 七 おわりに

です。 道路管理者のみならず、国民の皆さんにもよ き継いでいくためにもまもっていきたいもの で快適な「みち」として、私たちの子孫に引 り一層のご理解をいただき、「道路」を安全 れることから、道路の維持管理の必要性を、 道路の果たす役割が今後ますます重要視さ

#### 「道の日」(8月10日)について

#### 道路局道路総務課

昭和五七年三月五日の道路審議会の建議に

によります。

関心と道路愛護の精神を高めることを目指し 等を図るためには、国民の理解と協力がその 路整備・道路管理を推進し、道路財源の確保 た日とする。」との提言がなされました。 あらためて道の意義・重要性に対する国民の 前提である。このため、,道の日、を設け である。」との指摘がなされ、また、昭和六 道路に関する国民の関心を高める努力が必要 そのためには、……"道の日』を定めるなど おいて、「今後の道路整備を推進するにあた っては国民の理解と協力がその前提であり 年一月二八日には、全国道路利用者会議か 「明日を目指した道路づくり・円滑な道

体により

# 道の日」の制定経緯と趣旨

要性に対する国民の関心と道路愛護の精神を

路管理を推進するためには、国民の理解と協 を目指した道路づくり、円滑な道路整備・道 の重要性が見過ごされがちです。一方、 すが、あまりに身近な存在であるために、そ するために欠くことのできない基本的施設で 道路は、国民経済を支え、国民生活を維持 明日

に定着している 整備についての長期計画である第1次道路改 ①大正九年八月一〇日にわが国で最初の道路 たものです。 高めるため、 良計画がスタートしたこと、②広く一般国民 日~八月三一日) なお、八月一○日を「道の日」としたのは、 国民的運動を展開することとし 「道路をまもる月間」(八月 の期間中であることなど

### 「道の日」の運動

呼びかけ、建設省を中心として、各機関・団 を積極的に行っています。 道路清掃など道にちなんだ各種行事及び活動 団体等に幅広く「道の日」の運動への参加を し、毎年全国各地でパレードやシンポジウム、 体等は、関係省庁の協力を得つつ相互に連携 建設省は、地方公共団体、関係公団、

## 道の日」の中央行事

す。 官通達を受けて、その趣旨に賛同した関係団 「道の日」 「道の日」の制定についての建設省事務次 中央行事の実施等にあたっていま 「道の日」実行委員会が組織され、

制定に向け検討を続け、昭和六一年度から八

一〇日を「道の日」とし、道路の意義・重

これらを受けて、建設省では「道の日」の

# 道路が歩んだ法の道のり (その2)

- 戦後の道路管理の基本法の発展過程 -

(前道路局路政課)建設経済局調整課

大井 裕子

#### 初めに

現行道路法が昭和二七年に制定されてから、実現行道路法が昭和二七年に制定されてから、実 選路行政に対して無関係のものではなかった。道 路法は様々な改正を経て、少しずつ、かつ確実に その時代に対応するものとして姿を変えてきたの その時代に対応するものとして姿を変えてきたの である。さらには、道路法を基本法として、有料 されており、道路関係法制度は新道路法制定当時 から発展を重ねている。

路法制までの道のりをなぞってみることにする。道路法のその後の実質的改正を概観し、現在の道道路法の制定までを題材にしたが、今回は、現行前回(本誌四月号)は近代道路法の誕生から現行

# 管理を行う制度(指定区間制度)の導入 昭和三三年改正~建設大臣が直轄で

#### (1) 改正の背景

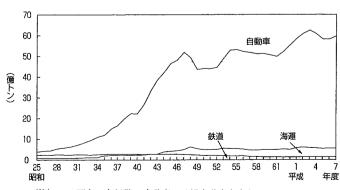
昭和三〇年代に入ると経済復興の流れに伴い、民距離を中心として道路輸送量が急速に増加し、幹線道路の重要性が増した(資料1)。そのため、幹線道路網、特に一級国道の重点的かつ効率的な整備が緊急に要請されていた。実際に、昭和三三年度における国の最重要施策の一つに道路整備が取り上げられていたのである。

#### 資料 1 輸送機関別輸送トンの推移

○日本道路公団法の一部を改正する法律

高速自動車国道の建設の促進を図るため

ために必要な措置を講じるために規定を整備国際復興開発銀行から外貸資金を借り入れる



(注) 1 昭和62年以降の自動車には軽自動車を含む。 2 運輸省「陸運統計要覧」(各年版)による。

するもの

─ 道路の計画的整備のために、道路整備五箇 ○ 道路整備緊急措置法 (昭和三三年法律第三四号)

年計画の決定、道路特定財源等に関する規定

を定めるもの

たことからも伺える。めの重要な法律改正が、本改正以前に行われていめい重要な法律改正が、本改正以前に行われていといった道路整備促進に向けて財源を確保するた

## (2) 改正のポイント

この年の道路法改正(昭和三三年法律第三六号)は、こうした中で幹線道路の本格的な整備のためは、こうした中で幹線道路として重要な路線である一級国道のうち、建設大臣の直接の管理下におかれる指定区間を政令により指定することとすることにより、国による直接の管理による重点的な道路整備を推進する下地を整えることとしたのである。

改正の要点は以下のとおりである。

- ① 一級国道の新設又は改築は、建設大臣が行の 一級国道の新設又は改築は、建設大臣が行っことが適当であると認められる
- ては、建設大臣が維持、修繕、災害復旧その② 一級国道のうち政令で指定する区間につい

けるために、いわば緩和措置的な性格の措置とし

…。については都道府県知事が是を行うこととし他の管理を行うこととし、その他の一級国道

- ごによいます。で所要の改正を行うこととした。一級国道の管理に要する費用の負担についる。
- ④ 維持、修繕その他の管理に要する費用については、指定区間外の一級国道については現に分の一を負担することとし、管理事務の一二分の一を負担することとし、管理事務の一二分の一を負担することとし、管理事務の一 がては国と地方公共団体とがそれぞれその おを委任した場合のその管理に要する費用につ地方公共団体が負担することとした。

#### (3) 経過措置

本改正において、指定区間内の一級国道の管理本改正において、指定区間内の一級国道の管理を都道府県知事又は指定市の長に以下「都道府県知事等」という。)に行わせることができるとした(法第一三条第二項)。この改正を受けた道路法施行令(昭和二七年政令第四七九号)の一部改正により、指定区間内国道の管理のうち、道路占用に関する権限の一部を都道府県知事等に委任できるものとされた。これは、従前、知事等に委任できるものとされた。これは、従前、知事等に委任できるものとされた。これは、従前、知事等に委任できるものとされた。これは、従前、知事等に委任できるものとされた。これは、従前、知事等に委任できるものとされた。これは、従前、知事等に委任できるものとされた。これは、従前、知事等に委任できるものとされた。これは、従前、知事等に委任できるものとされた。

て規定されたものと思われる。

現に昭和三三年には、改正された政令を受けて、現に昭和三三年には、改正された政令を受けて、指定区間内の国道の管理はすべて建設大臣が行うこととした。おそらく、経過措置としての意味が果たされた。おそらく、経過措置としての意味が果たされたとの判断がなされたのであろう。この告示の廃止以来、指定区間内の国道の管理権限の委任はなされていない。

指定区間内の国道の管理は行われていない。る告示を制定していないため、都道府県等による法律第七六号により改正されたもの。)に委任す指定市(以下「都道府県等」という。平成一一年指定区間内の国道の管理を都道府県又は

# 三 昭和三四年改正

# 〜自動車専用道路制度の導入

(1)

渋滞緩和施策

解消できない状況下におかれた。による道路整備のみでは大都市等の交通の混雑を道路整備財源の確保、高速自動車国道の建設など道路整備財源の確保、高速自動車国道の建設など、道路整備計画の樹立、

以外の自動車専用道路の制度を整備することで、三四年法律第六六号)を制定し、高速自動車国道このため、道路法の一部を改正する法律(昭和

る円滑な交通を確保することを図った。が妨げられている市街地及びその周辺地域におけ道路の交通が著しく輻輳して車両の能率的な運行

## ② 自動車専用道路の性格

高速自動車国道は自動車交通専用の道路であり、本法による道路法改正までは、それ以外の道り、本法による道路法改正までは、それ以外の道路については、あらゆる交通手段の利用を認めていた。自動車専用道路は自動車以外の通行手段における代替性が必要である。そのため、自動車専用道路の指定には自動ある。そのため、自動車専用道路の指定には自動ある。そのため、自動車専用道路の指定には自動を通らずして、同じ目的地に至ることが可能道路を通らずして、同じ目的地に至ることが可能な場合でなければ、自動車専用道路の指定はゆるされるものではないのである。

ようになった。

まうになった。

はかしながら、道路の渋滞が深刻な問題としてといった。

は次のである自いで、一級国道、一級国道、都道府に対してがある。

は次の道路と比較して格段に効率的である自いがである。

は次の道路と比較して格段に対率がである。

# ③ 自動車専用道路と首都高速

速道路公団法(昭和三四年法律第一三三号)が制自動車専用道路の整備を行えることとする首都高の周辺地域において、首都高速道路公団が有料のまた、道路法の一部改正と並び、東京都及びそ

定された。

の様子から、窺い知ることができる。は以下に記載する衆議院建設委員会における質疑は以下に記載する衆議院建設委員会における質疑

た。」 三鍋委員「(略) この四十八条の二の対象 となるのは、今審議をやっておりますところ の東京との高速道路公団のこれがさしあたっ でが象だ、このように了承してよろしゅう となるのは、今審議をやっておりますところ

佐藤政府委員「これは、将来そういう場合がいろいろの場合がまた出てくると思いますがら、一般的に道路法でそういうものができるように、一般的に道路法でそういうものができるように、一般的に道路法でそういうものを はいろいろの場合がまた出てくると思います。」

極当然のことである。方法の特例として第四八条の二を規定したのは至得ないものでない限り、道路法中、道路の供用の自動車専用道路がおよそ首都高速しか想定され

# 四昭和三九年改正~国道の一元化

#### (1) 改正の必要性

前述のとおり、昭和三三年の道路法の一部改正

安井委員「(略) 一級国道及び二級国道の区

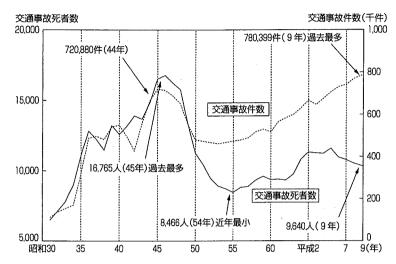
整備を必要とする状況が発生した。別して取扱うことが交通政策上必ずしも適当では別して取扱うことが交通政策上必ずしも適当では距離化・広域化により、一級国道と二級国道を区距離を図ってきた。しかしながら、道路交通の長により、一級国道の管理体制を改め、その整備のにより、一級国道の管理体制を改め、その整備の

また、自動車保有台数の増加にあわせて交通事 故件数、道路管理瑕疵事案が増大したこともあり 成する一級国道及び二級国道について、その画期 成する一級国道及び二級国道について、その画期 的な整備を促進するとともに管理体制の強化が要 りな整備を促進するとともに管理体制の強化が要 している状況にかんがみ、交通の安全を維持する とめの規定を整備する等の必要も生じていた。

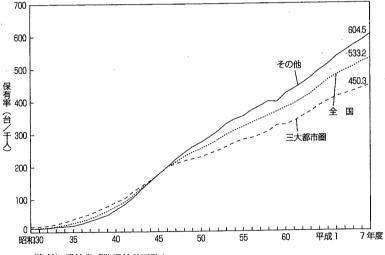
# ② 一級国道及び二級国道の廃止

委員会連合審査会における審議の一場面である。委員会連合審査会における審議の一場面である。このため、道路法の一部を改正する法律(昭和三九年法律第六三号)により、全国的幹線道路網別の建設又は整備を必要とする都市と重要な国道別の建設又は整備を必要とする都市と重要な国道にした。以下は、昭和三九年建設委員会地方行政にした。以下は、昭和三九年建設委員会地方行政にした。以下は、昭和三九年建設委員会地方行政を連絡する道路を一般国道及び二級国道の区別を廃止した。以下は、昭和三九年建設委員会地方のより、

#### 資料2 交通事故死者数、交通事故数の推移



資料3 自動車保有率の地域別推移



〈資料〉運輸省「陸運統計要覧 |

総務庁「国勢調査」(昭和30、35、40、45、50、55、60、平成2.7) 「推計人口」(国勢調本以外の年)

「推計人口「(国勢調査以外の年)

(注) 三大都市:埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県

国道の制度を設けるのだということが、 別を廃止して、 ないのかという、 やめて、 の改正の主体をなしておるわけです。 したところでは、 いたいのです。」 級国道 新たに道路の種類として一 積極的な理 一本の形にしなければなら 体何のために二 亩 (中略) 一級国道を 私 をま 今度 般

河野国務大臣「(略)

いま現に地方に道路

ということで、従来の道路というものの観念という趣旨によって新しい道路を考えるのだとい道路はどこまでも産業開発、地方の開発が、道路を考えていかなければならぬ。新新しい道路を考えていかなければならぬ。新

会の変遷、国の変化、構造の改善等によって、常に欠けるところがある。(中略)新たに社う実態からいたしまして、道路の一貫性に非の管理をお願いいたしておりますが、そういの管理をお願いいたしておりますが、そうい

思うのです。 が相当に変わってくる段階に来ておる、 を阻害するというようなことが現にあるわ ろでネックになりますために、 非常に不便を来たし、 狭かったりするようなことが、 いということによって道路の幅が広かったり 审 略 県の財政がい 交通が、 これから先に そういうとこ 全体的に機能 いとか悪 こう H

でございます。そういうものを解消して、

ら、どうしてもこのほうが適当である(略)」通の機能に万全を規するという意味合いか

#### (3) 経過措置

難になるとの判断があったものと思われる。 難になるとの判断があったものと思われる。 が通府県知事等が実施できるとした。それまで都 道府県知事等が行っていた二級国道の管理のう ち、そのすべての二級国道において新設及び改築 を建設大臣が行うこととすると、現場に混乱が起 を建設大臣が行うこととすると、現場に混乱が起 を建設大臣が行うこととすると、現場に混乱が起

一元的な責任の下に一般国道の管理を行うことであるのではないだろうか。

# 〜 交通事故の増加問題五 昭和四六年改正

交通事故が増加し、かつ事故も大規模化していた。資料2に示すように、昭和四〇年前後は急激に行 激増する交通事故(交通安全施設等整備計画)

る
関
用
の
国
の
負担及び
補助の
特例を定めている。
る
緊急措置法(昭和四一年法律第四五号)が制定
された。道路の管理者と警察とが共同して交通事
された。道路の管理者と警察とが共同して交通事
要がある道路について交通安全に資する事業を行
うための法であり、緊急に交通の安全を確保する
必要がある道路について、交通安全施設等整備事業に関す

## (2) さらなる法整備

自動車の排気ガスによる大気汚染、騒音、交通事故による死亡者の急増などの、深刻かつ解決困が、との大型の車両による事故の防止等、交通安全対策の見況に鑑み、交通事故の防止等、交通安全対策の見地から交通の危険を防止し、道路の構造を保全するために法制度を改正した(道路法等の一部を改るために法制度を改正した(道路法等の一部を改るために法制度を改正した(道路法等の一部を改るために法制度を改正した(道路法等の一部を改るために法制度を改正した(道路法等の一部を改るために法制度を改正した(道路法等の一部を改善を対している。

① 車両の通行の規制措置に関する規定を強たせいときであり、必要な条件を満たせいと、車両の幅、重量、高さ等については、罰別を科した。限度外の車両であっても、車両の構造又は積載する貨物が特殊であるためやの構造又は積載する貨物が特殊であるためやの構造又は積載する貨物が特殊であるためやの構造又は積載する貨物が特殊であるためや

て、道路管理者の通行許可制を設けた。ばその通行を認めることができるものについ

② さらに、前年制定された議員立法である② さらに、前年制定された議員立法である② さらに、前年制定ができるものとし、これに関用道路等の指定ができるものとし、これに関する規定の整備等に関する法律」(昭和四五 する規定の整備を図った。

# 六 平成元年改正~立体区域制度

市街地における幹線道路の整備が、用地費の高騰、代替地の取得難等により、道路用地の取得が困難な状況下にあった(資料4・5)が、市街地における交通渋滞を解消するためには、その状況における交通渋滞を解消するためには、その状況に、市街地環境を維持しつつ、適性かつ合理的な上地利用を促進するため、幹線道路の整備が、用地費の高その周辺地域を含めて一体的かつ総合的な整備を行う必要もあった。

的に推進するための手段として制定された制度で等の利用に供するとともに、道路の整備を効率に建築管理することができることとした(平成元に建築管理することができることとした(平成元に建築管理することができることとした(平成元年法律第五六号)。立体道路制度は道路用地の取ると等に、道路の区域を立体的に定めること等に

#### 資料 4 横浜市における道路用地取得の問題点

- ・横浜市における道路取得の問題点(都市計画道路の整備手法に関する 調査、昭和55~57年、横浜・都市計画協会より)
- ① 用地買収方式による事業上の問題点(用地取得不調理由)

理	由	件数比率(%)
1. 土地補償価格不調整		10.2
2. その他補償価格不調整		17.8
3. 代替地要求への対応困難		23.8
4. 移転先の確保困難		17.8
5. 仮事業所要求への対応困難		2.3
6. 住民権利割合不調整		19.1
7. 道路事業そのものへの反対(	環境問題等)	0.9
8. その他		8.1
合	<b>a</b>	100.0

② その他の政令指定都市へのアンケート結果: 上記と同じ問題の指向が多い。

資料 5 高地価の大都市地域における代表的な道路整備事 業の用地補償費の割合

路 線 名 (所在地)	用地補償費割合(%)
環状 2 号線(千代田区永田町)	99
環状 6 号線(目黒区目黒)	97
首都高速道路(板橋区板橋)(関連街路含む。)	77
東京外かく環状道路(練馬区〜和光市)	70
(参考) 全国道路事業平均	19

〈資料〉昭和63年立体道路制度専門委員会中間報告書 「道路と建物との一体的整備方策 (立体道路整備制度) について

者等の また、 には極めて有用な制度であると言える。 の整備のためには、 しているが、 補償も金額の設定が困難である。 立体区域を設定される道路一 特に市街地における必要な道路整備 このように諸 々の課題が山積 体建物の所有 立体道路

# 平成三年改正~駐車場の整

市再開発法及び建築基準法の三法を同時に改

Î 都

七

道路法の改正と併せて、

都市計画法、

総合的な立体道路制度を整備した。

者の権原は、

区分地上権を想定している。

ることも意図していた。

なお、ここでの道路管理

交通渋滞の緩和を図

幹線道路の整備を推進し、

あるが、この制度を活用することにより、

都 市内

脅かすものでもある。 とっては、 違法ではない。 路上駐車は交通の一 路上駐車は迷惑であり、 しかしながら、 そのために、 形態であるため、 他の道路利用者に 道路管理者を 交通の安全を 道路法上

に

立

体区域の設定は慎重にならざるを得ない。

道路管理者の管理

権 が

定程度

制

限されるため

ぶ。この立体道路制度はこの原則の例外であり、

本来、

一道路の上下空間は無限に道路管理権が及

応え、 めに、 路法及び駐車場法の はじめとして駐車場の整備が進められてきたが、 ることを可能とする道路法等の整備を行った 間 駐車は深刻な問題の の構造を保全し、 の駐車需要があり、 路上駐車の秩序を回復することにより、 短時間駐車のための路上駐車施設を整備す 路外駐車場の整備のみでは対応できない 又は交通の危険を防止するた 部を改正する法律 つであった。この実態に 特に都市部においては路 (道 道 短

年法律第六〇号)。 本法の主なポイントは以下の通りである。

1

場を加え、 る者から駐車料金を徴収することができると 勘案して、 であると解されるが、 路整備特別措置法に基づくものを除き、 道路附属物に道路管理者の設けた路上 の附属物たる自動車駐車場も原則的には 本来、 自動車駐車場に自動車を駐車させ 改正されたものである。 道路の 無料公開 道路管理者以外の の原則により、 駐 ス 者 道 車 無

障となる。 が道路の改築、 上違法な行為にはあたらないが、 や除雪等の維持を施行するに際し大きな支 ゆえに、 修繕又は災害復旧に関する工 道路管理行為の執行上支 道路管理者

した。 が設ける有料自動車駐車場との市場バラン 一四条の二、 道路上の車両の放置は、基本的には道路法 第二 一四条の三)

学年に

有するとした。(法第六七条の二)路管理者が一定の条件付きで移動等の権限を路でなっている長時間の放置車両について道

# 八 最近の道路法等の改正

## (1) 地方分権の推進

等とされるなどの改正が行われた。
等とされるなどの改正が行われた。
第8とされ、指定区間外の道路管理者は都道府県とされ、指定区間外の道路管理者はで要話とされ、指定区間外の道路管理者はで来都道府県知事等に対する機関委任事務とされ、指定区間外の道路管理者は都道府県の道路管理者は不可能を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成一一年めの関係法律の整備等に関する法律(平成一一年の関係法律の整備等に対する法律(平成一一年の関係法律の関係法律の関係を図るという。

#### 2 中央省庁等再編

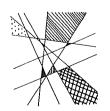
議会を廃止するなどの所要の法制度の整備が行われることとされた。道路法等においても、道路審率的な行政を実施するために中央省庁等が再編さへの批判から、中央省庁等のスリム化を図り、効中央省庁における縦割り行政や度重なる不祥事

れた。

#### 九終わりに

前回と今回の二回にわたり、近代日本の道路法制について概観した。図らずも、多くの誌面をお害際の道路法制の道程は、この二回ではおよそ書等際の道路法制の道程は、この二回ではおよそ書いるものではないが、道路行政を顧みるきっかけとしていただければ幸いである。

この原稿を執筆している途中に私は道路局路政に言及する程のものではないと自覚している。しい言及する程のものではないと自覚している。しかしながら、一年三ヶ月路政課に籍を置き、このかしながら、一年三ヶ月路政課に籍を置き、このの稿を書く機会が与えられたのは、自分自身にといる途中に私は道路局路政この原稿を執筆している途中に私は道路局路政



# 栃木県の「道路の整備に関するプログラム」

# 道づくりがとちぎ新時代をつくります

#### 栃木県土木部道路建設課 有野 充朗



はじめに

栃木県は、関東地方の北部に位置する内陸県で

二〇〇万人です。

ひとつであります。県の形はほぼ楕円形で、東京 あり、島国日本の中では数少ない「海なし県」の

からの距離は約六〇~一六〇㎞であり、人口は約

光社寺」(写真1)をはじめとする、誇れる歴史 成一一年一二月に世界遺産として登録された「日 遺産と伝統を有しております。 本県は四季折々に美しい変化を見せる自然や平

## 二 栃木県の現状

(1) 栃木県は「くるま社会」

自動車普及率 九四・九% 全国第一位

陽明門

自家用乗用車保有率

免許保有率 世帯当たり台数一・五五台 六三・二% 全国第二位 全国第五位

写真1

自動車利用通勤・通学率

輸送分担率の推移 五七・七%

全国第六位

す。"ますます増えるマイカー利用 移動機関の約九割を自家用車が占めていま

#### (2) 現状の道路交通と問題点

・国道、県道の改良率 六七・七%

全国第二四位

四三・四% 全国第三〇位

整備率

全国各地や主要な空港、港湾へつながる広域 都市や地域間を結ぶ道路の交通量も増大し、 路の混雑や渋滞が発生しています。また、各 とから、交通量の増大(図1)にともない道 的な幹線道路ネットワークが不十分であるこ

してきています。

る日光・那須リゾー

トライン地域を中心とし 首都圏のオアシスであ

た観光地での休日の交通渋滞

(図3) が激化

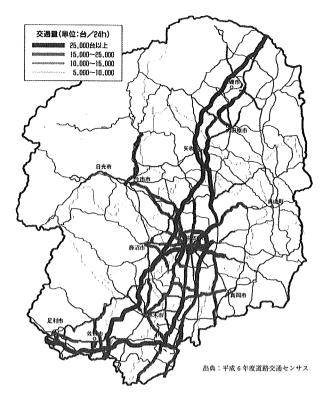
交通渋滞

図 2

増大が顕著であり通勤・通学時の慢性化した

特に県都宇都宮市を中心とする放射道路での

栃木県では、 スコリドール」 県土づくりの基本戦略 現在、 県の総合計画である「とち 「北関東クロ



県内の路線別交通量 図 1

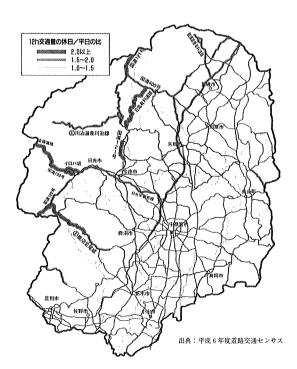


図 3 幹線道路の休日/平日交通量比

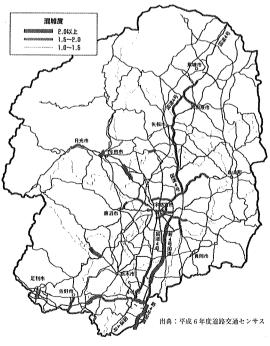


図 2 幹線道路の混雑度(平日)

しています。

応しながら、本県の持っている "ちから" を最大て、心豊かな県民生活の実現と多彩で個性豊かなるさと "とちぎ新時代"の創造」を基本目標としるさと "とちぎ新時代"の創造」を基本目標としるの計画は、「希望と活気にみちた心豊かなふ

県土づくりにおいての基本方針は、世界に開かたちに引き継いでいくことにしています。さらに価値ある資産として、次の時代を担う子供限に引き出し、すばらしいふるさと「とちぎ」を

展を図るための基本戦略が「北関調和のとれた県土としており、均衡ある県土の発調和のとれた県土としており、均衡ある県土の発

としています。 により、 東西南北にクロスするコリドール これらを通して形成される「地域 物、 骨格をなす交通軸を中心に、 外の他の地域を結ぶ地域連携軸の 軸型国土」の一翼を担う地域であ 北地方を結ぶ要衝に位置し、 の連なり」をコリドールと呼び、 るという立地条件を踏まえ、県内 この構想は、 形成をめざすものであります。 産業、 有機的な連携を図ること 文化などの幅広い交流 本県が首都圏と東

福島・仙台

自然ふれあいサブコリドール

スゾーン

トゾーン

那須

宇都宮ティ

県南ハイ

福島空港

珂川緑と清流ゾー

筑波

スカイコリド

北茨城

常陸那珂港

成田 (新東京国際空

です。

## 《センターコリドール》

甲府・清水港

北関東クロスコリドール構想図

米沢・山形

日光コスモゾーン

歴史ふれ

導入し、学術文化、先端技術、都などを基盤に、国際・情報機能を東北縦貫自動車道・東北新幹線

図 4

所渴港

《オーンヤンコノヾーレ》市サービス機能などの集積を進めます。

## 《オーシャンコリドール》

介して世界へつながります。携・交流を深め、さらに常陸那珂港、新潟港等を北関東自動車道などを基盤に北関東三県の連

## 《スカイコリドール》

します。とで科学技術や国際情報の高度な連携・交流を促とで科学技術や国際情報の高度な連携・交流を促日光を連結し、さらに宇都宮と福島空港を結ぶこ東部広域幹線等を基盤に成田、筑波、宇都宮、

## 《その他のコリドール》

ます。ドール》《歴史ふれあいサブコリドール》であり「一層の拡大を図るための《自然ふれあいサブコリー層の拡大を図るための《自然ふれあいサブコリーのコリドールを相互に連結し、連携交流の

# とちぎの新しい道づくり

四

# 思」を実現し、県民が等しく豊かさを実感できれば、道路交通の現状と問題点を踏まえ、県土づくりの基本方針と県民の皆さんから道づくりたな道路整備五箇年計画(H一四まで)を策定し、たな道路整備五箇年計画(H一四まで)を策定し、たな道路整備五箇年計画(H一四まで)を策定し、かいドデザインである「北関東クロスコリドール構とおぎの道づくりの基本方針)である「北関東クロスコリドール構とがである「北関東クロスコリドール構という。

ります。りが主役の道づくり』を基本方針とするものである゛ふるさととちぎ゛をつくるため、『一人ひと

ざし、五つのテーマを設けております。とれ、道を歩く人、自転車に乗る人、車を運転する人、そして、子供たちから高齢者の方々までする人、そして、子供たちから高齢者の方々までする人、をして、子供たちから高齢者の方々までする人、車を運転する人、車を運転する人、車を運転する人、車を運転する人、車を運転する人、車を運転する人、車を運転する人の方向」と

テーマ五

みんなが参加する道づくり

テーマ四 美しい街、美しい景観をつくる道づテーマニ みんなにやさしい道づくりテーマニ 地域の元気を引き出す道づくりテーマー 出会いが広がる道づくり

き出す道づくり」を推進するための計画として、がる道づくり」及び「テーマニ 地域の元気を引この五テーマのうち、「テーマー 出会いが広

図5 栃木県広域道路網マスタープラン

日光四

道路網マスタープラン)(図5)を定めています。『とちぎの広域道路網整備基本計画』(栃木県広域

# 道路の整備に関するプログラム

(2)

民参加および透明性の確保」を掲げています。率化」、「評価システムの導入」、「道づくりへの県効率的に道づくりを進めるため、「道路事業の効効率的に道ではその実施に当たり、効果的、

プログラム」を策定しました。 完了予定を明らかにした、「道路の整備に関する道路管理者が協力して各事業箇所の事業着手及びこのうち、事業の透明性の確保を図るため、各

年は継続箇所のみ対象)

を開工のを開工のです。(ただし、後期五年、次期五箇年計画で規模以上の整備箇所について、新五箇年計画に規模以上の整備箇所について、新五箇年計画に規模以上の整備箇所について、新五箇年計画に規模以上の整備に関するプログラム」は、一

で以下の選定基準を満たすものです。で以下の選定基準を満たすものです。で以下の選定基準を満たすものです。

#### 〔選定基準〕

高速自動車国道 整備計画

般国道

(指定区間

県道及び都市計画道路一般国道(補助区間)

市町村道

主な改築事業箇所

等

#### (記載箇所数)

全体二三三箇所

うち、道路事業一二九箇所、街路事業五六 箇所、区画整理事業四八箇所

ŋ

国・県内での交流を促進する道づくりによ 際交流施設との連携を強化するとともに、

活力あふれる豊かな地域社会を実現しま

#### (記載内容)

テーマ別(五テーマ)に記載しています。 具体な箇所の記載については、道づくりの方向 以下は記載概要です。

# 、道づくりの方向と記載例、

(交流と連携を支える道づくり) 【テーマー】出会いが広がる道づくり

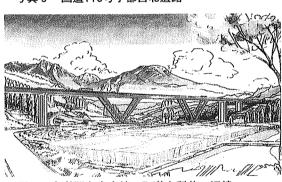
内陸県である本県は、空港や港湾などの国

地域の交流を促進する道づくり

す。 ●空港、港湾や全国各地との交流ネットワー ●県土六○分構想を実現する道づくり 国道一一九号宇都宮北道路 北関東自動車道(都賀~上三川)(写真2) クの形成 前期五年 前期五年 全線完成 (H一二) 全線完成(田一四) (宇都宮市)



写真 2



市道洞島青木線・町道山梨茗ヶ沢線

に貢献します。

する道づくりによって、産業の空洞化、

地域経済の活性化や新たな産業立地を支援

化社会に対応できる活力に満ちた地域づくり

地域の活力を生み出す道づくり 県道栃木小山線 (栃木小山工区)

適な暮らしを支える道づくりを進めます。

また、人々が集う魅力あるまちづくりや快

図 7

後期五年 前期五年 新規着手 部分完成

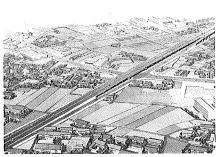


図 7 県道栃木小山線

60

市道洞島青木線・ 町道山梨茗ヶ沢線 (図6)

全

(黒磯〜那須町

前期五年 全線完成  $\widehat{\mathrm{H}}$ 四

(活力ある地域づくり、魅力あるまちづくり) 【テーマニ】地域の元気を引き出す道づくり

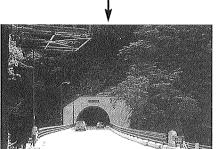
- ●人々が集う魅力あるまちづくり 人々の快適な暮らしを支える道づくり
- 高度情報化を支える道づくり

## (安心して暮らせる道づくり) 【テーマ三】みんなにやさしい道づくり

心して暮らせる、ゆとりある社会を形成しま た個性を尊重する道づくりにより、各人が安 それぞれの価値観やライフスタイルに応じ

- ●人にやさしい道づくり
- ●沿道環境に配慮した道づくり
- ●災害に強い道づくり
- 県道川俣温泉川治線(栗山村萓峠)(写真4) 前期五年 事業継続

後期五年 全線完成



県道川俣温泉川治線 写真4

(渋滞のない道づくり)

通勤・通学渋滞の解消

宇都宮環状道路(宇都宮市)

観光地における交通渋滞の解消 国道四〇〇号(関谷バイパス) 全線完成 (H一二)

主要交差点立体化(鶴田町他三箇所)

【テーマ四】美しい街、美しい景観をつくる道

ある街道があり、県内の各地域には個性豊かな歴 然や、足利学校、日光東照宮などの歴史的な文化 とちぎには、日光、 さらに日光杉並木街道や奥州街道などの歴史 那須に代表される豊かな自

史や文化・伝統が受け継がれています。これらの

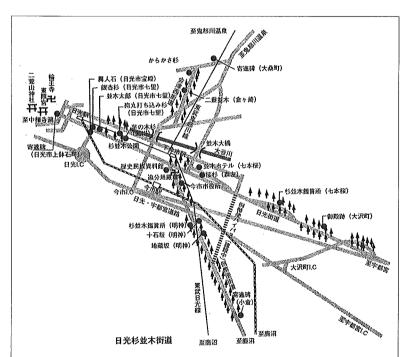


図 8 日光杉並木街道

くりを進めます。とちぎの魅力と個性を活用した道づくり、まちづ

- ●地域特性に応じた個性ある道づくり
- ●自然との共生、景観と調和した道づくり

図 8

県道大桑大沢線

(今市市

前期五年

全線完成

写真5 とちぎの道づくりシンポジウム

とうぎょうくり」シンボジウム

## (道のつくり方、使い方を考える) 【テーマ五】 みんなが参加する道づくり

- ●みんなで考える道づくり(写真5)
- ●みんなで道を快適に(美化・モラルの向上)

#### 最後に

本県において、平成一二年九月九日から一一月

開催されます (図9)。 ぎフェアー「マロニエとちぎ緑化祭二○○○」が 五日までの五八日間、第一七回全国都市緑化とち

皆様のお越しを心よりお待ちしております。一二年七月二七日に開通しました。 一三年七月二七日に開通しました。 のである。 のでは、「おいます」では、「おいます。」では、「おいます」では、「おいます」では、

#### 至日光 至那須塩原 宇都宮IC 至黑磯 みぶ会場 宇都宮環状線 でおいる。 至日光·鬼怒川 至今市 R鹿沼駅 至鹿沼 ||新鹿沼駅 鬼!! 東武日光線 鹿沼IC 翠 至益子 (さつきロード) 学 うつのみや会場 みぶ会場 俊宮・ 真岡線 至真岡 羽生田· 上蒲生線 一宮-宇都宮神 /国谷駅 壬生町役場● 至真岡 至東京 至小山 至小山 了 新栃木 至栃木 至浅草

図9 「マロニエとちぎ緑化祭2000」会場案内図



#### 海水浴場に近い駅

#### 道の駅「大谷海岸」 (宮城県)

佐藤 己喜男 道の駅「大谷海岸」総務部長

リアス式海岸の続く風光明媚な所に、 降り立つと目の前は海、 われます。 場開きも県内一早く、六月の第三土曜日に行 浴場五五選の一つに宮城県から唯 のきれしいな所として認定され、 AAランクに位置づけされています。 平成一〇年五月には、 大谷海岸、 潮の香りにさそわれて、 はまなすステーンョンが建っ そんな、 環境庁の日本の海水 南 水質は毎年 一か所、 ホームに 海水浴 「道の 水

路

道路情報、観光情報コーナーや特産物直売所 国道三四六号線からは八キロ程北上した場所 きる素晴らしい自然環境に恵まれておりま 豊かな大地と、雄大な太平洋を望むことの 金華山国定公園の最北端に位置しており、 おります。場所は宮城県の北東部で、 登録され、平成八年四月一六日に認定され ナスの群生する公園もあり六月が見頃です。 も充実しております。近くには町の花、 ユウム、 レストランや町のキャラクターマンボー 海水浴場に近い駅として知られております。 大谷海岸駅、 元の定置網で捕獲されます)が泳ぐアクアリ 道 白砂青松の海岸美を誇り、 !の駅大谷海岸は、平成五年五月二三日に また、 太平洋が一望できる展望台など施設 目の前は国道四五号線が走り、 「道の駅」 大谷海岸は日本一 JR気仙沼線 南

ています。

道の駅「大谷海岸」 手前が国道45号線

# 海草染は京都の老舗も商品化する

海と山、 取りたての材料を使用した『海の幸ラーメン』 格別な味を楽しむことができます。 一階のレストランでは、 「の情報を提供しております。特産物直売所 また、二階のブリッジを渡ると目の前はす 階は道路情報コーナー、 本吉町の味と匠を用意しています。 海を見ながら地元で 他の道の駅や道

等に人気が集まって多くの方々が見えており 売センターでは、 ごすことができます。隣接する農林水産物直 バーの憩いの場として、 は遠く金華山を望むことができます。 平洋を一望することができ、 ぐ大谷海岸で、 元で取れた材料を利用し、 人気を呼んでいます。加工センターでは、 帆立て、その他多くの水産物、 五階の展望台からは雄大な太 取り立ての新鮮なホヤ、 楽しいひとときを過 製造加工した食品 天気の良い時に 農産物が ドライ 地 う

チ、

ポーチ、

その他、

種類も多くあります。

品としては、スカーフ、

コースター、

ハンカ 商

まなすステーションで販売しております。

なっており、おみやげ品として、

大谷海岸は

ます。

また、

地

元婦人部の有志で製造して

る海草染は、

海の藻を採取し、

時間をかけて 出来上がった

寧に仕上げ製品化しています。

商品は、

色鮮やかで、ご婦人方の人気の的と



6 町

JR気仙沼線「大谷海岸駅」

マンボーブリッジを渡ると海水浴場

す。 昨年七月館内の脇にオープンしたファース

れたとのニュースが新聞等で紹介されていま

反物として商品化した製品を送ってこら

京都の老舗の織物問屋さんがそれを聞き来町

ます。 リーム他販売しており、賑いをみせています。 をはじめ、 トフード フカヒレ工場があり、 れます。近くには、 内はじめ、 『やじろべえ』では、立ち食いそば いかぽっぽ、 県外ナンバーの車も多く見受け 製造工程の見学もでき 中華料理の最高級食材 たこ焼き、 ソフトク

# 海水浴シーズンは無休でサービス

0 し一〇分位でつきます。 われる小泉海水浴場も、 haの面積に四〇万株のつつじが山 また、東日本サーフィン選手権大会等が行 その他近くには、 国道四五号線を南 一面に咲 Ŧí.

です。

自然に恵まれ、

道の駅」

外バ 吉。 ています。 Щ ながら美しい自然に触れることのできる田 ヾ く徳仙丈山。 群生地でもあり、 道の駅 雄大なリアス式海岸を一望でき、 緑広がる牧場で、 ーベキュー ば 山 .頂から望む三六〇度の 町のコアとして位置づけられ 等が楽しめるモーランド 数々の史跡などを散策 動物とのふれあ つつじ パ ノラ 本 野

線、 水浴場も目の前と夏場は大変混雑します。 駐車台数は身障者用はじめ五六台と狭く、 JR気仙沼線と利便性に富んでおり、 道の駅」 大谷海岸は目の前が国道四 五号 海

です。 翌日)ですが海水浴シーズン期間中は無休で 不便をかけております。国道沿いには民間 っており、 レストランは午前一一時~午後八時までとな 休館日は第一、 イレもありますが、身障者用はございません。 館内に一か所のみで、二四時間使用可能なト 満杯になります。公衆トイレは、 広い駐車場もありますが、土、 館内の売店は午前九時~ 夜の宴会等については予約が必要 第三月曜日 (祝祭日の場合は 午後六時まで、 日ともなると 身障者用

大谷海岸は、 利便性に富んだ素晴らしい所 太平洋に抱か れ 74 道行セ

#### のどかな田園風景に囲まれた 道の駅「原尻の滝| (大分県)

小代 正純 緒方町観光振興公社事務局長

通年で営業しています。 ト職員総勢一八名で年末年始の二日間を除き を委託されておりますが、 施設は緒方町観光振興公社が町より管理運営 が新築され同月二六日に新装開業しました。 九年八月から一〇年三月にかけて現在の施設 登録されましたが、施設の老朽化により平成 平成六年八月に旧施設が県内初の道の駅に 現在正規及びパー

が低い、 こんだ位置にあり駐車場が分散しているなど ぼ等距離の位置にあたります。 沿いにありますが、国道五〇二号線からもほ て一日の交通量が少ない、 当道の駅は県道緒方高千穂線 (県道七号線 季節性が強く年間を通しての安定的 日中に比べ朝夕の利用度 両道路から入り 幹線道路に比

改善も長年の課題ですが、

現在進行中

また隣接の豊後竹田市からのアプローチの

ス工事が完成すればこの課題も解決されま

農村景観が日本百選の町

崎県との県境に位置する緒方町にあり、 れたのどかな田園風景に囲まれています。 とからも察せられる通り、 イアガラとも呼ばれる日本の滝百選のひと てできた幅一二〇m、 の真中を流れる緒方川が突然ストンと落下し 方町が農村景観日本百選の町に選ばれたこ 道 原尻の滝に隣接して建てられています。 の駅 高さ二〇mの大分のナ は、 水路や水車に囲ま 大分県南西部、 平 宮

荘厳な姿をみせる大分のナイアガ 「原尻の滝」

り宮崎県との交通の便が大幅に改善され交通 が期待されています。 結ぶ国道三二六号線が全線開通したことによ います。 な利用に結びつかないなどの課題をかかえて 案であった大型車の横付けが近々可能になる からの引込み道路の拡幅工事を進めており懸 一が増えてきたことや、 一層の活況化ならびに利便性の向上 しかし昨年三重町と宮崎県延岡市を 現在国道五〇二号線

す。 であり、これが実現し宮崎県高千穂町との交 残された最大の課題は県道七号線の整備

を介して宮崎県との交流が格段に活発になる 通の利便性が高まれば国定公園祖母 傾山系



プで飾られた道の駅「原尻の滝」

と期待しています。

## 四季の花がお客様を歓待

から、 とも極力バリアフリー化を進め、車椅子の無 す。さらに身体の不自由な方のために館内外 間を通して四季の花で賑うよう心がけていま 内の生け花をお願いするとともに、館外は年 間委託しております。また地元の協力者に館 や環境美化は職員のみでは行き届かないこと 事務所があります。敷地内及び建物内の清掃 らなっています。 通称 料貸出しも行っています。 ラン白滝、 ファーストフード お土産売場は、地元加工グループを含め現 当駅の駅の総敷地面積は五、 「滝の館」と呼ばれる主要建物、 専門業者やシルバー人材センターに年 サイクリングターミナル及び駐車場か 休憩コーナー、 滝の館内にはお土産売場 (F F) コーナー、 情報コーナー及び 五七三㎡で、 レスト 屋外ト

八%となっていますが、今後さらなる品目の 品の提供を心がけており地元生産者の活性化 生産した生鮮野菜、 にも貢献していると自負しています。平成 農林産物を中心に、 在約二五〇名からなる滝の館出荷者協議会が 年度の町内産品売上額は総売上額の四六 乾物、 極力地域色を持たせた商 加工品など地元の 76 出行し 2000 7

0

ます。 は 拡充や安定供給を図っていきたいと考えてい 売の朝市を開催しています。FFコーナーで を目的として出荷者協議会自身による対面販 発が必要な時期と考えています。 評ですが、 したカボスソフトクリームが女性を中心に好 地域の特産品であるカボスの果汁を活か また月に一回、 地元産品を活かした新たな商品開 生産意識や意欲の高揚

由

ブ

す。 された原尻の滝のそばのテラスでビアガーデ ています。さらにシーズンにはライトアップ にも祝事や仏事などでご利用いただいてお ŀλ 頂くお客様のために日替わり定食も提供して 間 るさと弁当、 んご汁定食、 努めており、 観光バスなどの団体客ともに受入が可能で 七〇名収容の和室を備えており、個人客及び ンを開催し、 は域の方々にご愛顧頂いております。 .わず好評を頂いています。また度々ご利用 レストラン白滝は、テーブル席八二席と約 地元の食材を活かしたメニューの提供に 観光客と地域住民が共用する場所となっ 和室は観光客のみならず地域の皆様 緒方牛陶板焼などは老若男女を 町内唯一のビアガーデンとして 竹籠に旬の料理を盛りつけたふ 特に地元の伝統的料理であるだ

トに限らず近隣市町村 館内の情報コーナーは、 の観光情報をポスター 町の施設やイベン

> け、 憩コーナーの傍にはギャラリーコーナーを設 コーナーとFFコーナーの間には椅子とテー を聞かせていただき日々改善に努めるべく自 ともに、 極力遠来のお客様に広域の情報を提供すると 展示やパンフレットなどで案内しております。 小学生の作品展示などを行っています。 くつろぎや語らいの場を提供しています。休 ルを置いた休憩コーナーを設け、 .書込みのノートを置いています。 四季の写真展や絵画展、あるいは地 施設や接客に関するお客様の生の声 お客様の また情報 元

円のレンタサイクルを用意しています。 保すべく計画しています。 とおり国道からの引込み道路の完成と相俟っ 駐車場は普通車五五台のみの収容能力しかな 車場のみ大型車が利用でき、道の駅敷地内の 道の駅から一〇〇mほど離れた場所にある駐 身障者用を含む二四時間利用可能な屋外トイ いという致命的な欠点がありますが、 ヾ て駐車場の拡張と大型車の んびりと楽しんで頂くよう乗り放題三〇〇 滝の館外については、 自販機を設置しています。 緒方町の田園風景を 駐車スペー 駐車場は現在 前記の -スを確 また

#### 様 マな波及効果を上げる 「道の駅

2の駅の開設によりドライバ ーの利便性が

道

承館、 界が様変わりしたと言えます。道の駅を始め も従来トイレの清掃とゴミの後始末のみに追 高まったことは言うに及ばず、 しています。 議会の組織化により生産者の所得向上や生産 携を通しての雇用の創出という意味でも大き 名弱となり、 少年旅行村などを含めた公社職員総数も三〇 観光振興公社が管理運営している郷土芸能 意欲の高揚という点でも大きな変化をもたら なインパクトを与えています。また出荷者協 われてきたと言っても過言ではない観光の ふるさと工芸体験館、 道の駅を中核とした諸施設の連 祖母山麓尾平 地元にとっ 世 7

す により 度御来所頂けるよう諸施設の改善や環境美化 る嬉しい悲鳴をあげました。 中に押し寄せ、 様も含め町人口の二〇倍以上の観光客が期間 るチューリップで埋め尽くされ、 フェスタでは、 たサービスの提供に努める所存です。 ならびに一 )駅を中 使命を肝に銘じ、 今年で八回目を迎えた四月のチュー 心とした観光振興を地域の産業振興 層 層の職員教育を図り、 結び付けられればと考えていま 道の駅としても応接に追わ 道の駅周辺が三〇万本を超え お客様に満足して頂き再 今後とも道 遠来のお客 心のこもっ また道 リッ の駅 プ

# ●前。前。前。前。前。前……

				) 11 11
月白	事項	月·日	事 項 月	B
5 30	○経済協力開発機構(OECD)が加盟二九ヵ国の経済	5 30	○総務庁の労働力調査によると、四月の完全失業率は 5	・29 ○常磐自動車道
	見通しを発表。その政策勧告の中で、日本のゼロ金利政		<b>調整値)で、現行調</b>	
ánh	策の解除を打ち出した。また、日本の二○○○年の国内		た前月に比べ○・一ポイント低下し、七ヵ月	・2   ○高知自動車道
\$45	総生産(GDP)の実質成長率については一・七%にな			m) が貫通。
7	るとした。これは政府が掲げる二○○○年度の経済成長┃	6 . 2	○衆院が本会議の冒頭、解散。閣議は「十三日公示し二	8 ○近畿自動車道紀勢線
B	見通し一・○%を上回っている。		口程を決めた。	(九七五m)が貫通。
6 . 8	○欧州中央銀行(ECB)が短期金利市場を誘導する政		以来、三年八ヵ月ぶりの総選挙となる。	10 ○主要地方道・東京丸子横浜線(中原街道)の多摩川に
ást:	策金利を○・五%引き上げ、年四・二五%とすることを┃	6	○東京地裁が地下鉄サリン事件などで殺人などの罪に問	架かる丸子橋(四〇五・六m)の掛け替え工事が完成。
<b>34</b> +	決めた。ユーロ経済圏で景気が拡大する勢いにあり、原		われ、死刑を求刑された元オウム真理教幹部の井上嘉浩	20 ○国土庁が大深度地下使用の「技術指針案」をまとめる。
- Jah	油高など物価上昇の動きもあり、金融引き締めに踏み切し		被告(三〇)に対し、無期懲役の判決を言い渡した。	
	った。	9	○経済企画庁の国民所得統計速報によると、一―三月期	
14	○金大中・韓国大統領は平塚の百花園迎賓館で、金正		の国内総生産(GDP、季節調整値)の伸び率は、実質	
п	日・朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)労働党総書記と		で前期比二・四%、年率換算で一〇・〇%に達した。こ	
<u>~</u>	会談、「統一の自主的解決」など五項目からなる南北共		の結果、九九年度のGDP成長率は前年度比〇・五%と	お詫びと訂正
뒴	同宣言に合意し、署名した。		三年ぶりにプラスに転じたものの、政府経済見通しの	
15	○ドイツのシュレーダー首相は原発の平均寿命を運転開		〇・六%をわずかに下回った。	本誌六月号の「名古屋都市圏の新たな可能性
#\P	始から約三二年とし、国内一九基の原発を順次廃棄して	16	○皇太后・良子さまが、ご逝去になられた。九七歳だっ│の	の幕開け「環状時代」!。の記事中に文字欠落
) ,	いくことで電力四社と合意した。ドイツでは原発が電力		た。	がありました。お詫びし次のとおり訂正します。
- ди-	רא	19	○経済企画庁が景気は九九年四月に底入れし、その後は	八ページ上段"三 名古屋都市圏の現况と課題
<u>,,4</u>	<b>法を制定したうえで、代替エネルキーの開発を急ぐ。</b>			1) 呂古臺郛市圏の郛市構造の三丁目から六
			の消費税率引き上けに始まり、金融危機などを経て二五	(2)正月才丁
			カ月に及び、戦後三番目の長さになった。	行目、下三文字 (傍線部分) を追加します。
				『基幹とし、我が国の基幹産業である輸送機械など
				を中心とした製造業、地域特性を活かしたセラミ
				ックス、繊維などの産業を擁した諸都市が名古屋
				を中心とした三〇~四〇㎞圏域に分散し、配置さ』







|自動車は何処を走るのか

からです。

見出しが目に入った。 そうはいかなくなるのです。 たことではないか。 今から百年近く以前の明治末期のことになると、 い文献を見ていたら、 私ならそんなこと言うまでもない。 そう言いたいところです。 あなたならば、 たまたまこんな新聞記事の なんと答えます わかりきっ ところ

来上らんとも知れず」。 いています。 たスゴイ。 に警視庁が取り締まり規則を出しています。 として当局に厳しい取り締まりを求めているのです。 けたたましき音を為して走せ違うもの少なからざる」 を無制限に市中を飛び回はらせては、 東京の道路を無闇に此彪大なる然も速力の迅きもの それから間もなくして、 記事は自動車について、 の記事は明治四〇年二月に掲載されたもの 例えば 「速力の制限」 そして、 この問いに答えるかのよう こう心配しています。 「現に私人の自動車が については、 如何様の事の出 これがま つなので こう書

し。 往来雑踏の場合には歩行者と同 市内にては 時 間 哩 郡部にては十哩以下とし、 の速度に徐行す可

Ъ

うえ、 普及などはとてもムリです。 ません。 六キロになります。 人も馬車も自転車も一 ルをキロ 歩いているようなものです。 メ ŀ これでは自動車が走るとは言え ルに換算すると、 緒という混合交通だった それも道路が悪く、 自動車の発達 約 丰 口

いことでしょう。 よるタイヤのバースト、 うです。 通に先立って政府は国産乗用車と貨物車の高速走行テ が国初の高速道路として名神が開通しました。 ストをしました。 その時代から半世紀ほどが過ぎた昭和三八年に、 ったといいます。 車体の激しい震動やエンジントラブル、 その結果は惨たんたるものだったそ 今の若い人たちには考えもつかな 中には車軸の折れたものさえ この わ

を進めたのではないでしょうか。 するニッポン車が出来上がったのです。 自動車産業は、 世界に進出し、 自動車は何処を走るの このデータも参考に加えて車 わが国の貿易を支えています。 か そして、 ニッポン車 世界に通 の改良 用

えたいところです。 いスピードで走れます」と答え、 上したのも、 いないでしょうが……。 そう問われたら「どこの道路でも、 道路が良くなったからですよ」と付け加 もっとも今はそんな質問をする人 「自動車の性能が向 しか もすご  $\widehat{K}$ 

#### 8月号の特集テーマは「道路の高度システム化」の予定です。

本誌は、執筆者が個人の責任において自由に書く建前をとっております。したがって意 見にわたる部分は個人の見解です。また肩書は原稿執筆及び座談会実施時のものです。

月刊「道路行政セミナー」 ROAD ADMINISTRATION SEMINAR

修:建設省道路局 監

発行人: 宇田 洋一 道路広報センター

〒102-0082 東京都千代田区一番町10番6 一番町野田ビル5階 TEL 03(3234)4310·4349 定価770円(本体価格733円)

〈年間送料共9,240円〉

FAX 03(3234)4471

振込銀行:富士銀行虎ノ門支店 口座番号:普通預金771303 口座 名:道路広報センター